

平成 28 年 9 月 30 日

「『大学基準』及びその解説」（改定案）及び

「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大 学 基 準 協 会
基 準 委 員 会
委員長 圓 月 勝 博

大学評価企画立案委員会
委員長 浅 野 考 平

本協会の「『大学基準』及びその解説」（改定案）及び「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対して、正会員大学、賛助会員大学をはじめとした関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下の通り公表いたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	「『大学基準』及びその解説」（改定案）及び 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	平成 28 年 2 月 19 日（金）～同年 3 月 31 日（木）
3	意 見 提 出 者 数	16 大学、1 機関及び 9 個人
4	内容別にみた意見件数	163 件
5	意見の受け取り方法	電子メール

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 全体 <意見> 高大接続システム改革会議の最終報告が出されようとしている。それと並行して、学校教育法施行規則も改正されようとしている。その中で、例えば、『学位授与の方針』は『卒業認定・学位授与の方針』と変更する案が示されている。また、SDの解釈も、「職員（事務職員だけでなく、教員や技術職員を含む。）を対象とした研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を充実する。」と拡大されている。よって、この度の『大学基準』及びその解説（改定案）及び「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）においても、高大接続システム改革会議等の動きに沿うように機動的に対応していただきたい。 また、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」の参考資料1のイメージにもあるように、	「<u>内部質保証担当組織</u>」とあるものを、 「<u>大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織</u>」と修正します。 また、これを簡略した表現として、「<u>内部質保証担当組織</u>」とあるものを、 「<u>全学内部質保証推進組織</u>」と修正します。	「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針」及び「学生の受け入れ方針」という本協会の従来の表現は、いわゆる3つのポリシーを表現するものとして各大学に理解されつつあるものと思われます。 また、SDの解釈についても、各大学の取り組みを尊重して評価を行います。 「内部質保証担当組織」の表現については、教学マネジメントを担う組織でもあります。他の意見も踏まえ、表現の正確性を高めるために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	「内部質保証担当組織」を「教学マネジメントを担う者」もしくは「教学マネジメントを担う組織」とすることを提案する。		
2	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 全体 <意見> 「検証」は、「真偽を確かめること。」「事実を確認・証明すること。」「証拠調べをすること。」という内容で、それを起点とするアクションを行うことまでのニュアンスは含まれていないと思われる。 検証とは、「自己点検・評価」の「点検」に相当する内容で、その結果に対し「評価」することが次のアクションに繋がるキーだと考える。 そこで、例えば、『大学基準』及びその解説』の中に、「内部質保証のシステム自体についても、定期的に検証し改善する必要がある。」（8 頁）とあるが、「内部質保証のシステム自体についても、定期的に検証し、評価の上、改善する必要がある。」とすればどうか。今次の改正案全体について「検証」という表現の使われ方を精査すればどうか。	「また、内部質保証のシステム自体についても、定期的に検証し改善する必要がある。」 とあるものを、 「大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。」 とするなど全体にわたって修正します。	表現の正確性を高めるために、修正します。
3	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）	修正なし。	本改定案においては、教育課程での学びを意味する場合についても、また学生生活一般での様々な

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	全体 <意見> 全体を通して、「学修」を「学習」という表現に意図的に変更されていると見受けられるが、「学修」を用いるべきである。大学設置基準上、大学での学びは「学修」とされ、2012（平成24）年8月28日に出席した中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」でも、一貫して「学修」が用いられているためである。		経験を通して知識、技能、態度などを獲得・習得することを意味する場合についても「学習」という語で表現することとしています。 なお、本協会が考える「学習」と「学修」及びその他の語の語義については、本協会ウェブサイト等で公開している「本協会の諸基準で使用する用語の解説」をご参照ください。 (http://www.juaa.or.jp/images/publication/pdf/other/yougo.pdf)
4	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 全体 <意見> 大学での学びについて、文部科学省は「学修」を用いているのに対し、大学基準協会の大学基準では「学習」を用いている。異なる用語を用いるのであればその意図等を解説などに記述すべきである。	同上	同上
5	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案）	同上	同上

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	全体 <意見> 平成 24 年の中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学～」に基づき、「学習」ではなく「学修」が使われるようになってきていた中、今回、あえて「学習」に戻す理由を、解説内で提示いただけないでしょうか？ 現場では、どちらの用語を使用したらよいのか混乱しており、本学でも、この4月から立ち上げる組織の名称について「学習センター」がよいのか「学修センター」がよいのか、意見が分かれ、議論の末「学習センター」とすることになったという経緯もあります。 よって、「学習」に戻すのに異論はありませんが、大学基準協会としての見解をお聞きしたいと思います。		
6	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 全体 <意見> 『大学基準』及びその解説（改定案）において、「掲げる」「公表する」「明確にする」「明示する」「定める」等の語句が使用されている。特に今回の改定では「明確にする」の使用が目立つ。（現行「大学基準」では、「掲げる」「公表する」「明示する」「定める」の表記である）	修正なし。	例えば、「…学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない」としているように、それを明文化し学外にも公表することが必要なものについては、「公表」の語を明示的に使用しています。学外公表まで必ずしも必要としないが、少なくとも学内において教職員が知り得る

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	これら語句の混在に大学側は苦勞する。各語句の使い分けに意図はあるのか（それぞれに応じて求める取り組みの具体的内容や水準の違いを想定しているのか）。もしあるならば、それを「説明会」や「解説冊子」等で具体的に説明願いたい。ことさらに無いならば、同質の行為を示す語句は、可能な限り統一されたい。		状態になればならないものについては「明確にする」等の語を用いています。
7	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 全体 <意見> 「自ら掲げる理念・目的」が繰り返し出てきます。「掲げる理念」は分かりますが、「掲げる目的」となると多少不自然に思われます。基準[理念・目的]では、「自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定して」と分かりやすく表現されています。そこでは、目的は「掲げられる」のではなく、「設定される」ことになっています。このようなことを踏まえると、「自ら掲げる理念・目的」は、従来のように「その理念・目的」とした方が簡潔で分かりやすくなると思われます。	「<u>自ら掲げる</u>理念・目的」とあるものを、必要に応じて「<u>その</u>理念・目的」と修正します。	文意を明確にするために、修正します。
8	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 全体 <意見> 一つの文が非常に長いため、読む方が息切れして何度も読み返さ	—	本改定案全体を見直し、修正を加えるなかで、読みやすさを高めることに留意します。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	ざるを得ないような箇所がいくつか見られます。その代表例として、「趣旨 1」の最初の文をあげることができます。 「大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育及び学術研究の中心機関として、豊かな人間性を備えた有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造及び活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。」 この文を一回読んだだけでは意味が取れません。例えば上の例ですと、以下のように 2 つの文に分けるなど、読みやすくする工夫をお願いしたいと思います。 「大学は、学問の自由を尊重して高度の教育及び学術研究を行う中心機関であり、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。したがって、豊かな人間性を備えた有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造及び活用、学術文化の継承と発展等に努めなければならない。」		
9	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 趣旨 2 大学基準の意義について （4 頁） <意見> 『大学基準の解説』の（改定案）において 『大学基準は、大学基準協会の大学評価を行う際の基準であると同時に、大学としての適切な水準を維持し、自ら掲げる理念・目的の実現に向けた改善・向上のための指針として機能することが期待されている。』という文章がある。	同上	同上

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	上記文章は、現行の「大学基準」では二文で表記されていたものを一つの文に統合してまとめている。「同時に」という表記で二つの文章をつないで統合することにより、前段（<u>大学評価を行う際の基準</u>）と後段（<u>大学としての適切な水準を維持し、自ら掲げる理念・目的の実現に向けた改善・向上のための指針</u>）の同位性を示したと推測する。しかし、文章としては読みにくくなった。現行「大学基準」文章の方が読みやすく、理解しやすい。 この表記はあくまで一例であり、これ以外にも、今回の改定（改定案）では、現行「大学基準」上の表記について、「<u>・・・するとともに</u>」の言葉を用いて一文に統合し、長文化した文章が増えた。これにより、一文中に「主語・述語」関係が二箇所以上ある「複文」が増加し、評価側が意図する文意がかえって不明瞭になった。大学側（読み手）の誤解や混乱を招かないためにも、「基準」や「解説」の文章は、なるべく簡潔明瞭な「単文」が望ましい。		
10	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 全体 <意見> 現行の大学基準では「教育目標を定め～」等の記述が見られ、点検・評価項目においても「教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか」「教育目標と学位授与方針との整合性」等の記述が見られるが、新たな大学基準案では「教育目標」に関する記述がない。教育目標の位置付けは、新たな大学基準ではどのように捉えるべき	修正なし。	人材育成の目的など、他の類する用語との整理を図るために修正しました。ただしこれは、各大学における教育目標の設定を否定するものではありません。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	か、解説等を記述すべきである。		
11	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 全体 <意見> 「10 管理運営・事務組織・財務」については、管理運営、事務組織、財務のそれぞれで、「点検・評価項目」の番号が①からになっているが、「4 教育課程・学習成果」については、教育課程と学習成果で分けられることなく、「点検・評価項目」の番号が続きになっている。一方、「大学基準の解説」では、「(1)教育課程」「(2)学習成果」と分けられているので、分けの有无を整理したほうがよいのではないか。	基準4の（1）（2）の区分をやめ、統合します。	教育内容、方法等と学習成果に関することとは、一連の関係にあるものです。このことの明確性を高めるために、修正します。
12	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 大学基準の解説（4頁）1 大学のあり方 3行目 「社会の発展」の表現 <意見> 現行は「社会の福祉の向上」となっています。（新旧対照表 P4）「社会の発展」により「社会の福祉の向上」が達成されるものであり、社会の福祉の向上が大学の責務の最終目的ではないでしょうか。 「社会の発展」の概念は「社会の福祉の向上」のそれに包摂され	修正なし。	「社会の発展」という表現のなかに、「社会の福祉の向上」という意味を含んでいます。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	るものであり、旧の表現の方が相応しいし、このままでよいのではないかと考えます。 （最近の「教育の数値化」につながる考えの一つとも捉えることができるのではないのでしょうか。）		
13	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 趣旨 1. 大学のあり方について （4 頁） 4 教育課程・学習成果について （1）教育課程 （7 頁） <意見> 現在では文部省は、これまでの「国際化」から「グローバル化」という用語が用いられていますが、この「国際化」のままで良いのでしょうか。私見ですが、後者が前者よりもより幅広い意味合いがあるように思いますが。ただ、現実には「大学基準」以外の「基準」には現在は「国際化」が使われていることは承知しています。従って、ここを変更すると、他の基準も整合性の観点から変更する必要が生じます。ただ、この「大学基準」の用語を変更しないと、他の基準の用語も変更できません。	「国際化」 とあるものを、 「グローバル化」 と修正します。	近年の動向に合わせるために、修正します。
14	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 基準の冒頭表記 （5 頁） <意見> 『大学基準の解説』における「基準」について説明した冒頭表記	修正なし。	例えば、大学基準の趣旨として、「大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針」としてのように（1 頁）、大学基準は最低基準ではなく、大学が自主的に質を高めていくための向上基準で

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	の記載（「改定案」）にあって、『ここでは、各大学の理念・目的を尊重しつつも、高等教育機関としての大学が<u>追求すべき基準</u>について述べる』と表記された。現行の「大学基準」の表記では、「<u>守るべき基準</u>」となっている。 「追求すべき」と「守るべき」では、大学に求められる取り組みの度合い（水準）が変わる。この記載変更に関し、その意図や大学側に要求する取り組み内容や水準の違いについて、「説明会」や「解説冊子」等で具体的に説明願いたい。		あることを企図したものです。そのため、「守るべき」という表現でなく「追求すべき」という表現がより適切であるとの判断に至ったものです。
15	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 大学基準の構成図（最終頁） <意見> 網掛け部分に「教育目的」とありますが、これは法令上規定すべき「人材養成の目的」と理解してよいでしょうか。あるいは別物であれば、どのようなものを指すのか、根拠法令を示してください。なお、「人材養成の目的」と同じであれば、「基準1：理念・目的」が該当します。基準1における「人材養成の目的」と各ポリシーとの関連性がこの構成図では分かりにくいと思いますので修正願います。	「教育目的」とあるものを、削除します。	「教育目的」は、人材育成の目的を含む、教育研究上の目的のうち、特に教育に関するものを指しています。 ただし、概念上の混乱を生じさせかねないため、「大学基準の構成図」中から削除します。
16	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 大学基準の構成図（最終頁）	同上	同上

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 「大学基準の解説」の「2 内部質保証」には、「理念・目的の実現に向けて学位授与方針、教育課程の方針・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で」とあるが、大学基準の構成図にある「教育目的」との関係が述べられていない。加えて、『大学基準』及びその解説」や「点検・評価項目及び評価の視点」には「教育目的」という単語が使用されていない。これは大学設置基準における「教育研究上の目的」であるとも思われるが、『大学基準』の「4 教育課程・学習成果」においては、「大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、<u>これらに基づき</u>学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない」とあるため、「理念・目的」と「教育目的」との関係が判然としない印象を受ける。なお、「大学基準の構成図」では、「教育目的」と3つの方針がそれぞれ直接つながっているが、「大学基準の解説」ではその点については説明されていない。これらの点について、「大学基準の解説」か「大学基準の構成図」のどちらかまたは両方に、注釈等をつけて補足いただくほうがより理解しやすいと思われる。		
17	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 大学基準の構成図 （最終頁）	修正なし。	「大学基準の解説」において、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針が学位授与方針を「踏まえて」とあるのは、それら

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 「大学基準の解説」では、教育課程の編成・実施方針は学位授与方針を踏まえて、学生の受け入れ方針は学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて定めるとあるが、『大学基準の構成図』ではそれらは並列の関係となっているようにも受け取れ、誤解を与えかねないので、構成図に注釈等を加えることにより、図の趣旨を説明いただいたほうがより理解しやすいと思われる。		方針が相互に関連する必要性を述べたものであり、方針間の上下関係を意味しているものではありません。
18	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 大学基準の構成図 （最終頁） <意見> 現在、大学教育部会で審議されている「3つのポリシーに基づく大学教育改革の実現（イメージ）」では、3つのポリシーの運用を中心とした全学的なPDCAサイクルと学習成果に注目した教育プログラムレベルのPDCAサイクルを分けて表記し、分かりやすく図示しています。 今回提示された「大学基準の構成図」では、大学全体の運用と、学位別の運用とが判別できず、分りにくい印象を持ちます。大学評価の目的は、説明責任と継続的な改善にあると思いますので、この目的に沿って、せめて全学と教育プログラムレベルの運用を分るようにするなど、各大学が自己評価を行うにあたって利用できる図に修正するよう検討ください。 また、教育研究組織に沿って教育目的が規定されるという流れが	修正なし。	大学基準の構成図は、あくまでも本協会の基準の構成を説明した図であって、PDCAサイクルを図で示したものではありません。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	よく理解できませんので説明を加えてください。		
19	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 大学基準の構成図（最終頁） <意見> 「基準１０：管理運営・事務組織・財務」が「基準２：内部質保証」の括りから外れていますが、「基準８：教育研究等環境」（例：施設・設備の管理体制など）が含まれるのであれば、「基準１０」も内部質保証に包含されると思います。また、基準４から７まで点線で括られていることと、そこに基準８及び９が含まれていない理由が読み取れません。大学にとって各基準の関連性が分かりやすくなるように、構成図の見直しをお願いします。	なし	「教育の質の保証及び向上」（大学基準〔内部質保証〕）という観点から、各基準の位置づけを整理しています。すなわち、「教育」との関連性の強さに応じて各基準の位置が表現されるように配慮しています。
20	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 全体 <意見> 第二サイクルにおける点検・評価項目においては、注として『方針設定→実施→点検・評価→改善』のシステムが円滑に機能しているかを中心に自己点検・評価を行う。」とされている。第三サイクルにおいては、複数の基準において評価の視点に「検証結果に基づく改善に向けた取り組みの適切性」というものがあるが、第二サイクルの注の最後の「改善」に向けた取り組みの適切性までを自己点	修正なし。	当該箇所については、新しく点検・評価する事項が増えたわけではありません。 現行の点検・評価項目においては、『方針設定→実施→点検・評価→改善』のシステムが円滑に機能しているか」に着目すべきことが注記されています。改定案にある当該評価の視点も、方針設定から始まる一連の流れを自己点検・

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	検・評価するのであれば、点検・評価報告書を作成する際に「方針設定→実施→点検・評価→改善→その適切性への点検・評価」を切り出すこととなるのか。明確にしていきたい。		評価する観点から設けており、現行と同様の考え方に立っています。 なお、評価の視点は各大学が必要に応じて設定するものであり、本協会が示すものはあくまで参考例として位置づけることにします。
21	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 全体 <意見> 第二サイクルにおいては「評価の視点」は参考となる視点とし、その採否は大学に委ねるとされている。第三サイクルも同様か。	—	評価の視点は各大学が必要に応じて設定するものとします。本協会が示すものは、あくまで参考例として位置づけます。
22	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 全体 <意見> 第二サイクルにおける「評価に際し留意すべき事項」において、点検・評価項目、基盤評価および達成度評価の関係が図示されているが、特に達成度評価は点検・評価項目の内容と合致しないものがあり、点検・評価報告書として作成しづらかった。留意すべき事項	修正なし。	「点検・評価項目」のほかに「評価に際し留意すべき事項」などは設けません。大学及び評価者の双方が「点検・評価項目」及びそのもととなっている「大学基準」の趣旨を踏まえながら評価を行うようにします。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	を盛り込むような点検・評価項目の設定、または点検・評価報告書の章立てを検討する際にご配慮いただきたい。		
23	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 全体 <意見> 「評価の視点」について、各種法令等に基づく評価項目と、大学が設定する目的・目標に基づく評価項目が混在していると思います。各種法令等に基づく評価項目については、該当する法令を示してください。大学が自己評価する場合にも、認証評価において評価者が評価する場合においても、何を基準とした評価項目であるのか、明確にしておくことが、評価の質向上と、評価負担の軽減につながります。	修正なし。	点検・評価項目及び例示する評価の視点は、法令要件を充足しているだけでなく、教育等が各大学の理念・目的、方針に沿って実現できているかを総合的に自己点検・評価できるように設定しています。したがって、法令に由来する項目と、それ以外の項目という分け方をしていません。
24	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 全体 <意見> 点検・評価項目及び評価の視点（改定版）の全般について、各基準の欄外に注（※）があります。大学が認証評価を受ける際に、欄外注（※）がどの程度対象となってくるのか解釈上の誤解を招き、自己点検・評価への対応を困難にすると考えられます。また、「評価の視点」が大学側が点検・評価をするための指針のみならず、大学	注の位置づけを見なおすとともに、必要な対応をとります。	解釈上の誤解を招くことがないように、欄外注はなくし、最低限必要な内容はすべて「点検・評価項目」のなかで示すようにします。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	評価分科会委員が大学を評価するための指針も兼ねているとすれば、評価結果にブレが生じる懸念があります。第2期では、欄外注ではなく「留意すべき事項」の項目に含まれておりましたので、新基準に関しても「点検・評価項目」及び「評価の視点」で網羅されるように見直しをお願いします。		
25	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 全体 <意見> 「評価の視点」欄に「・」と「－」の記号が見られるが、それぞれの記号の意味付けが不明であるため枠外等に解説を付記すべきである。また、「－」の記号で記述されている内容は、限定列举なのか例示列举なのか等についても同様に枠外等に解説を付記すべきである。	同上	同上
26	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 全体 <意見> 欄外注（※印）の位置づけが不明確です。実質的に評価基準となる内容が欄外注にあるように思われます。逆説的には、欄外注を読まないと評価できない状況になっています。評価に必要な事項は点検・評価項目あるいは評価の視点に含めるよう修正してください。	同上	同上

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
27	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 全体 <意見> 評価の視点における「・」と「－」の違いについて、「－」は補足と認識してよろしいか。	同上	同上
28	<項目> その他 大学評価（認証評価）全般について <意見> （法科大学院①） 本法科大学院は、全学規模で現在大学が7年ごとに受けている大学基準協会の認証評価とは別に、独自に法科大学院向けの認証評価として、5年ごとに大学評価・学位授与機構により極めて詳細にわたる認証評価を受けている。 この5年のサイクルとしては 1. 認証評価用資料作成・提出 2. 認証評価 3. 年次報告書提出 4. 年次報告書提出および自己評価書作成 5. 年次報告書提出および外部評価委員の訪問調査と報告書作成 となっており、また、この評価は3年ごととなる動きもある。現	－	機関別認証評価と専門職大学院認証評価のあり方の検討など、認証評価制度全体の検討のなかで考慮していきます。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	在はこの5年サイクルの法科大学院独自の認証評価関連業務に加えて全学規模で7年ごとに受けている認証評価に法科大学院も加わるように義務付けられており、独自の5年サイクルと同様、評価年以外には相応の報告書の作成・提出や外部評価等関連企画へも参加せざるを得ず教員も事務職員も業務量が超過となっており疲弊し、また、独自の認証評価対応以外にも応ずるべきなのかも教員から疑問も数多く呈せられている。 そこで、今後法科大学院についてはこの7年ごとに行われる全学規模の認証評価から外していただきたく、検討くださるよう教員一同要望している。具体的な方策としては、法科大学院向けに実施される認証評価とその結果をもって、全学規模における認証評価に際して、法科大学院の評価とすることを検討いただきたい。 （法科大学院②） 『大学基準』及びその解説」「点検・評価項目及び評価の視点」の各改定案については特に意見はありません。ただ、そもそも法科大学院は、独自に大学評価・学位授与機構（次年度より「大学改革支援・学位授与機構」に改組。以下「機構」）による5年に一度（将来3年に一度に短縮されることも検討されている）の法科大学院認証評価を受けており、その一環として、独自の自己点検・評価作業とそれに基づく外部評価をも実施しているため、7年に一度の大学基準協会による大学全体の認証評価作業に別途対応することが率直に言って苦痛になっています。もちろん法科大学院内部において		

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	も、法科大学院認証評価を大学基準協会のそれに変更することも一時検討されましたが、機構の法科大学院認証評価は国公立大学及び有力私大のほとんどが参加する権威ある認証評価とみなされており、それだけ信頼性の高い機関の認証評価で適格認定を受けることが本学の法科大学院にとっても望ましいと考えられること、また、すでに過去２回の認証評価を経て機構の認証評価に対応する独自の技術や知識が蓄積されていることから、改めて認証評価機関を変更してまた一から準備することはあまりにもロスが大きいと考えられます。そこで、本法科大学院としては、引き続き機構の認証評価に独自に対応しつつ、大学基準協会による大学評価にも協力していきたいと思いますが、その際法科大学院自体の評価に関しては、できるだけ負担が過大にならないようにご配慮をお願いできればと存じます。		
	以下基準 1		
29	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 1 理念・目的について （５頁）、 4 教育課程・学習成果について （６頁）、 大学基準の構成図 （最終頁） <意見> 大学基準の構成図にあります「教育目的」は、「人材育成（養成）の目的」と修正してください。現状の「教育目的」という言葉は、	No. 15 参照	No. 15 参照

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	法令上では該当するものが見当たらず、大学基準の解説でも、その内容に触れていませんが、以下の理由から「人材育成（養成）の目的」を指しているように読み取れます。 構成図では3つのポリシーを策定するための原点という位置づけになっております。基準4の解説では「自ら掲げる理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに…学位授与方針を定め」とあるように、3つのポリシー策定のための上位方針は、自ら掲げる理念・目的であり、この表現は、基準1にある建学の精神などに相当する「理念」あるいは「人材育成（養成）の目的」で利用されています。また、3つのポリシーを「授与する学位ごと」に策定することを示していることから、策定のための上位方針も「学位ごと」であると思われ、その場合、法令に規定された「人材育成（養成）の目的」に沿って、3つのポリシーを策定する、という流れになるのではないかと推察します。 大学の理念、大学の目的、学科別の人材養成の目的、3つのポリシーに加えて、新たに教育目的を設定することは、すでに4段階にもなっているところを5段階にすることになります。教育課程の管理にとって効果的な仕組みであるのか疑問に感じます。		
30	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 1 理念・目的 （2頁） <意見> 「人材育成の目的その他の教育研究上の目的」という表現です	「<u>人材育成その他の教育研究上の目的</u>」 とあるものを、 「<u>人材育成の目的その他の教育研究上の目的</u>」	表現の統一性を図るために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	が、5 頁の解説の方で使用されています「人材育成その他の教育研究上の目的」という表現の方が良いのではないかと思います。	と修正します。	
31	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 1 理念・目的 （2 頁） <意見> 「計画等」の「等」の意味ですが、「計画」には「財務計画」「組織改革計画」など種々の「計画」という意味であれば、「諸計画」が分かり安いではありませんでしょうか（11 頁には「中・長期財政計画」とありますので、「財務計画を含む諸計画」といった文言は如何でしょうか）。また、「等」が単なる「計画」だけでなく、例えば「諸施策」をも含むのであれば、「等」だけでは、理解し難いのではないのでしょうか。	「計画等」 とあるものを、 「計画<u>その他諸施策</u>」 と修正します。	文意を明確にするために、修正します。
32	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 1 理念・目的 （2 頁） <意見> 「将来を見据えた計画等」とありますが、見据えるとは「視線を据えてしっかり見る。見つめる。じっと見る。」（広辞苑・第六版）ことを意味しており、含意が必ずしも明らかではありません。 戦略的計画という言葉は相応しくないとのご判断であれば、「そ	同上	「将来を見据えた計画等」は中・長期計画や戦略計画を含意したものです。 なお、この計画等が見直されるべきことは、基準の解説部分を修正することでより明確にします。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	れを実現するための<u>積極的な中・長期計画等</u>」としてはいかがでしょうか。 また、計画そのものよりも、めまぐるしい環境変化に応じた修正が必要となることが多く、不断の見直しが必要という観点から「プロセス」という側面の重要性もあります。 そこで、「それを実現するための<u>積極的な中・長期計画等を策定・公表し、必要に応じてこれを見直さなければならない。</u>」とする方が良いと考えます。		
33	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 1 理念・目的 （2頁） <意見> 「目的」は「設定」だけでなく「公表」が求められていますが、「計画等」は「明確にする」が求められているだけで、「公表」は求められていませんが、それで良いのでしょうか。	修正なし。	広く当該大学の構成員が中・長期計画等を理解することは重要であると考えますが、さらにこれを学外に公表するか否かは状況に応じるものと判断されますので、本改定案ではこのことを明記していません。
34	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 1 理念・目的について （5頁） <意見> この「課程」の意味は何でしょうか。教育学部にあるような「小学課程」などの「課程」なのでしょうか。それとも「専門職学位課程」の「課程」でしょうか。「点検・評価項目及び評価の視点」（改	修正なし。	ここでいう「課程」は、学士課程や専門職学位課程といった学位課程の意味でなく、例えば教育学部におかれる「学校教育教員養成課程」等の課程を意味しています。本改定案において学位課程を意味する場合、例えば「学士課程」などと表現することで、「課程」の語

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	定案）では「学部、学科又は課程ごと」と上記例と同じ文言がありますが、4頁には「学部（学科または課程）構成及び大学院研究科」とあり、多少使い方にズレがあるように思われます。他にもあるかもしれませんが。この「課程」に多様な意味があるのであれば、誤解が生じない文章表現が必要かもしれません。		の違いが明確になるように留意しています。
35	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 1 理念・目的について （5頁） <意見> 「社会の変化等に応じて大学として将来を見据えた計画等を明確にしていく必要がある。その計画の策定にあたっては、中・長期的に遂行可能な、自律的活動を担保しうる内容であることが求められる。」とありますが、上記意見（1）に対応して、「大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するため<u>積極的な中・長期計画等を策定・公表し、社会の変化等に応じてこれを見直す必要がある。その計画等は、大学の組織・経営基盤を踏まえ、自律的活動を担保しうる内容であることが求められる。</u>」としてはいかがでしょうか。	「社会の変化等に応じて大学として将来を見据えた計画等を明確にしていく必要がある。その計画の策定にあたっては、中・長期的に遂行可能な、自律的活動を担保しうる内容であることが求められる。」とあるのを、 「社会の変化等を考慮しながら大学として将来を見据えた計画その他諸施策を作成し、必要に応じてこれを見直す必要がある。この計画等は、大学の組織・財政基盤を踏まえた自律的活動を担保しうる内容であることが求められる。」と修正します。	文意を明確にするために、修正します。
36	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 1 理念・目的について （5頁）	同上	「将来を見据えた計画等」は、希望的な方向性を示すものでは十分とはいえず、大学が主体的に活

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 『大学基準の解説』基準「1 理念・目的」の文末表記に「その計画の策定にあたっては、中・長期的に遂行可能な、自律的活動を担保しうる内容であることが求められる」と記載されている。 「自律的活動を担保しうる内容」とは、具体的にどのようなことか。何をもって「自律的活動を担保しうる内容」と判断するのか。これを中・長期計画でどのように表現するのか。「説明会」や「解説冊子」等で具体的に説明願いたい。		動を推進していけるよう、財政その他の資源の裏付けを持ったものがが必要です。なお、このことを明確に表現するため、No. 35 のとおり修正します。
37	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準1 理念・目的 （1頁） <意見> 「大学の理念・目的」とありますが、学則に定めるべき法令要件としての「大学の目的」と、建学の精神などの各大学に委ねられた「理念」とは、区分して示すように修正をお願いします。第2サイクルにおける評価分科会においても、法令要件である「目的」は、学則の条文をエビデンスとして確認し、不備があれば「改善」の対象となり、建学の精神は、対象外になるなど、この2点は分けて評価をするようになっておりました。「法令要件」と「大学独自の取り組み」とは、分けて記載すべきと思います。	No. 23 参照	No. 23 参照
38	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）	No. 24 参照	ここに言う将来を見据えた計画

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	基準1 理念・目的 （1頁） <意見> 「※1」の将来を見据えた計画について、実行可能性が担保されたものとの注釈がありますが、事業計画書と予算書をセットにしたものという意味で捉えて宜しいでしょうか。		は、大学全体としてまとめられた戦略的な計画を指し、事業ごとに設定された事業計画とは異なるものを想定しています（No. 35 及び No. 36 参照）。 なお、「点検・評価項目」全体として欄外注を外します。
39	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準1 理念・目的 （1頁） <意見> 「大学は、理念・目的に照らして教育研究活動の充実・向上のための検証を行う必要がある」とあるが、「点検・評価項目」や「評価の視点」には含まれていない。これは、この検証を行う活動そのものが「2 内部質保証」にあたるため、「1 理念・目的」の「点検・評価項目」や「評価の視点」には含まれていない、という理解でよいだろうか。	修正なし。	基準2の各「点検・評価項目」のほか、基準3以下の各基準に、当該に関する自己点検・評価と改善に関わる「点検・評価項目」を設け、「教育研究活動の充実・向上のための検証」を具体的に示しています。
	以下基準2		
40	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について （5頁） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）	修正なし。	ご指摘のとおり、内部質保証システムの機能化のためには、I R 機能の充実も重要な観点と思われます。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	基準2 内部質保証 （2、3 頁） <意見> 内部質保証を実現するにあたって、学内の現況を調査分析する「IR機能」は基盤となる必要不可欠な機能です。第2サイクルにおける大学評価においても、全学的なデータに不備があり、入学者がゼロにも関わらず毎年一定数の卒業生を輩出している学科があったり、大学全体の教員数が実地調査の段階を得ても判然としなかったりした大学もあり、評価分科会として実態把握に苦心しました。基礎的なデータの収集・管理の徹底、そのデータを利活用した教育環境の適切な維持、さらには第3サイクルで重視する教育効果の測定にあたって、IRは不可欠です。IRの導入とIRerの配置・育成は中央教育審議会答申でも推奨しています。基準2において、内部質保証システムの一環として「IRの機能の開発、IR担当組織・担当者の配置」は評価項目として追記・修正するようにお願いします。		しかしながら、IR担当組織を設置することが重要なのではなく、収集した情報に基づき意思決定を行うなど、情報の収集と活用のあり方を実質化させることが重要であると考えため、ご指摘の点を「点検・評価項目」として例示することはしません。なお、各大学がIRに関する取り組みを自己点検・評価する場合には、基準2の点検・評価項目③において評価の視点を独自に設定し、取り上げることを想定しています。
41	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について （5、6 頁）、 4 教育課程・学習成果について （6、7 頁） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準2 内部質保証 （2、3 頁）、 基準4 教育課程・学習成果 （5～8 頁）	修正なし。	方針の設定から学習成果の把握・評価、自己点検・評価、改善・向上に至る一連の「点検・評価項目」を設けることで、教育の有効性を直接的にはではなく、PDCAの取り組みに着目して評価できるようにしています。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 基準2で求めている教育活動の有効性の検証に向けた意欲的な内部質保証に関わる基準の内容に比べて、基準4の内容はほぼ従来通りで、整合が図れていないように思われます。基準4において、教育活動の有効性の検証が可能となるよう、点検・評価項目及び評価の視点を設定するよう加筆・修正をお願いします。例えば、基準2において「教育の企画・設計、運用、検証及び改善のための」という用語が登場しますが、基準4において、「教育の企画」とは何に相当するのか、「教育の設計」とは何に相当するのか、「教育の運用」はどのような作業や業務を指すのか不明確です。用語の定義を明確化するとともに、各基準において統一的な利用をお願いします。		なお、「教育の企画・設計、運用、検証及び改善」は、教育のPDCAを言い換えたものです。
42	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証（2頁）、2 内部質保証について（5頁）、 10 管理運営・事務組織・財務について（10頁） 大学基準の構成図 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準2 内部質保証 （2頁） <意見> 『大学基準』及びその解説』及び「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）では、各所に「内部質保証」という用語が用いられているが、以下のとおり、「自律的質保証」という用語に置き換	修正なし。	平成22年に改定した大学基準をはじめ、本協会がかねてから「内部質保証」という語を用いてきており、わが国においてその語は定着しつつあると認識しています。また、本協会が内部質保証という語を用いるに際しては、「…教育・学習等が一定の水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセス」（『大学基準』及びその解説）

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	えるべきである。 1 「内部質保証」(internal quality assurance) という用語は、グローバル化に伴い、大学の質保証が国際的な課題となっている中で、学修課程や学位構造の共通化をすすめる欧州を中心に使われてきた用語で、UNESCO-CEPES（ユネスコ・ヨーロッパ高等教育センター）による定義によれば、「外部質保証」(external quality assurance) との対概念として説明されている。 我が国においても、中央教育審議会の答申や各種基準などにおいて、「内部質保証」という用語が一般的に用いられているが、「内部質保証」についての公的・正式な定義はなく、大学評価・学位授与機構による「高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証すること」という定義（大学評価・学位授与機構『高等教育に関する質的保証関係用語集第三版』）があるに過ぎない。 2 我が国では、「外部質保証」としては、設置基準・設置認可・認証評価という公的な質保証が考えられるが、大学設置基準の緩和に伴い、第三者である認証評価機関による適格認定にその役割が期待されてきている。その認証評価も各大学の自律的質保証に大きく依拠していることから、我が国においては「外部質保証」と「内部質保証」の境界が曖昧になってきており、欧州等のよう		5 頁）などと解説し、自主性・自律性という面は強調してきたところであり、単に行為形態としての内部・外部といった区分以上の意味は明確だと考えます。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	に「外部質保証」と「内部質保証」を対概念としてとらえることは適切ではない。 3 用語は、その内容を的確に表すものでなければならないと考えるが、「内部質保証」という用語からは、大学の自律的な質保証という内容を容易に想起することはできない。そのため、「内部質保証」は特にステークホルダーにとって分りにくい用語となっている。 4 今後、各大学に自律的質保証の取組を一層推進するよう促す必要があると考えられるが、そのためにも、「内部質保証」よりも「自律的質保証」の方が適切である。		
43	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 2 内部質保証 （2 頁） <意見> 「2 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、<u>内部質保証システム</u>を構築し、恒常的・継続的に<u>教育の質の保証及び向上</u>に取り組まなければならない。」（下線引用者）とありますが、理念・目的と内部質保証の関係、とりわけ両者の対象範囲についていまい少し明らかにしていただく方がよろしいかと思います。 大学基準の解説（5 頁）では「教育・学習等が一定水準にあるこ	修正なし。	内部質保証の目的は教育にあるため、本改定案においては、そのことを明記しています。その場合、教育との関連性の高さから、「社会連携・社会貢献」は内部質保証の対象範囲に含めていますが、一方で「管理運営・事務組織・財務」に関することは、直接的にその対象範囲から除いて設定しています。ただし、各大学が内部質保証の対象に「管理運営・事務組織・

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	と」（下線引用者）と説明され、また末尾の大学基準の構成図でも、内部質保証の太い枠線は、「9 社会連携・社会貢献」を含むことを示しています。 しかし、改定案の大学基準2は、「<u>内部質保証システム</u>を構築し、恒常的・継続的に<u>教育の質の保証及び向上</u>に取り組まなければならない。」（下線引用者）と記されており、内部質保証の対象は、（大学基準協会が今回示す改定内容とは異なり、）教育に限定されるかのように誤解される恐れがあると思います。これが第一の点です。 次に、内部質保証が「9 社会連携・社会貢献」まで対象とする場合、理念・目的の実現との切り分け、また各基準の規定内容がその切り分けの結果によって異なるのではないか、というのが第二の点です。 この第二の点についてご説明しますと、まず個人的には、理念・目的と内部質保証は「別の話」だと考えております。前者は、大学基準協会が戦後発足したときから、大学人による集団自治と大学の個性を尊重する趣旨から定められたものです。研究や社会貢献も含まれているでしょう。しかし、内部質保証は、高等教育のマス化とグローバル化から要請されているものです。 ところで、学習が生成しなければ、教育したことにならないというパラダイム転換は、米国では90年代なかばから、日本でも学士課程答申以降は、主流になっていると思います。たとえば、第一期の認証評価では、図書館の座席数が水準評定に入っており、第二期では問われなくなっていると記憶しています。しかし、座席数にせ		財務」を含めるという考え方をすることを否定するものではありません。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	よ、蔵書冊数にせよ、電子ジャーナルにせよ、整備しているだけでは上記のパラダイム転換に対応していません。それらがどの程度活用されているかが、「プロセス」として評価されて初めて、教育から学習へという学生中心のアプローチが生かされることになると考えます。すなわち、教育から学習へのパラダイム転換によって評価の考え方そのものが変化すると思います。 8 教育研究等環境の大学基準改定案を例にとると、「…を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。」と記されており、大学基準の構成図では内部質保証の対象に含まれているものの、その規定内容は上記のパラダイム転換に対応していません。逆に、8 教育研究等環境が理念・目的を実現するための検証対象であれば、今次の改定案で不都合はないと思われます。大学基準 趣旨 1（1 頁）は「自ら掲げる理念・目的の実現に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実・向上に取り組む」ことを規定しており、これに対応した大学基準であると考えうるからです。 平たく申し上げると、理念・目的の実現を図る大学基準協会の伝統を尊重しつつ、内部質保証をどのように基準内に再構成しているかをお示しいただければ幸いです。もし、内部質保証の対象は大学基準の構成図通りであるが、主要には教育を内部質保証の対象としているのであれば、その旨を「2 内部質保証について」の解説（5 頁以降）にご記入いただくとともに、内部質保証の範囲に入る諸基準については「不断に検証し、その充実・向上に取り組む」だけでは足りず、どのように活用されて学習が生成しているかのプロセス		

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	を評価することが求められる旨の記述が、各基準の解説にある方が 良いと考えます。逆に、内部質保証の対象を教育に限定する（基準 4、5のみ対象とする）のであれば、基準6～10の規定に変更は必 要なく、これらのプロセス評価が基準4－2において求められるこ とが、その解説に記載されるべきであると思います。		
44	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証 （2頁） <意見> 「大学基準」の多くの条項では「教育研究」と「教育」と「研究」 がセットになっていますが、このままですと「内部質保証」する対 象が「教育」に限定され、それを支える「研究」は対象外とされて いるように読まざるを得なくなりますが、それで良いのでしょうか。 本協会の評価対象は確かに「教育」中心ですが、協会もしたい に「研究」の重要性を強調しつつあると理解しているのですが。例 えば、大学は「教育」だけでなく、「研究」「研究所」の評価をも考 慮することが求められており、それに協会は応えようとされている と理解しているのですが。私的には、大学の「教育」は「研究」が あって初めて成立すると考えています。	同上	同上
45	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証、6 教員・教員組織、10 管理運営・事務組織・ 財務 （2～3頁）	修正なし。	本基準は、「趣旨」（1頁）にもある通り、「大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針」

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 基準2、基準6、基準10に「向上に取り組まなければならない」という文言があるが、取組状況は各大学で程度の差が生じるため、基準としては曖昧なものとなっている。		としての側面を有するものです。そのため、基準の各所で「向上」の語が言及されますが、一定のあり方を指定する意図はなく、各大学固有の理念・目的に応じて取り組まれるべきものとする立場に立っています。そのため、表現としては幅のあるものとなっています。
46	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について（5頁） <意見> 「教育・学習等が一定水準にあること」とありますが、一定では質を保証したことになりにくいので、「教育・学習等が<u>学位に見合った水準</u>にあること」とすべきではないでしょうか。	「教育・学習等が<u>一定水準</u>にあること」 とあるものを、 「教育・学習等が<u>適切な水準</u>にあること」 と修正します。	表現の正確性を高めるために、修正します。
47	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について（5頁） <意見> 「大学全体として内部質保証に責任を負う組織（以下、「内部質保証担当組織」という。）」とありますが、教育課程を提供する学	「大学全体として内部質保証に責任を負う組織」 とあるものを、 「大学全体として内部質保証の<u>推進に責任を負う組織</u>」 と修正します。	当該組織が全てを担うことを意図してはいません。あくまで学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、その推進に責任を負う組織との趣旨です。表現の正確性を高めるために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	部や研究科が質保証に責任を持つのではなく、その組織が責任を負うかのように誤解されるかもしれません。また、内部保証担当組織という言葉も（耳慣れないとともに）同様の誤解を受けそうです。 したがって、前者は「大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織」（あるいは、大学全体として内部質保証を支援する組織）とし、続く文章では「当該組織」としてはいかがでしょうか。	また、これを簡略した表現として、「<u>内部質保証担当組織</u>」とあるものを、 「<u>全学内部質保証推進組織</u>」と修正します。	
48	<項目> 「『大学基準』及びその解説」（改定案） 2 内部質保証について （5 頁） <意見> 内部質保証を担当する組織の設置について、第2期で求められていた内部質保証に関する組織と同じと考えてよいのか、異なる機能や役割を担うと捉えるべきか判然としないので、第2期との比較において、説明を加えるようお願いします。 内部質保証については、総合的に、第2期の各受審大学の評価結果に鑑み、大学全体としてのPDCAサイクルが有効に機能するために、仕組み・体制が整備されているのかを点検・評価すること（第2期の踏襲）が望まれるのではないかと思います。内部質保証担当組織の設置が強調されていますが、新基準の表現からは、この組織の設置は、屋上屋を架すようなものに受け取れますので、柔軟に運用できるよう修正をお願いします。 また、この組織について、すでに本学内では、自律的な質保証・質向上を推進する役割よりも、学内を監視する役割を担う機関とし	同上	同上

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	での印象を持たれると危惧する声もあります。アクション（A）の強制化は、自律的な改善活動である内部質保証の精神とは相反するものであり、この組織の設置は、教育現場の反感を買うことにつながりかねません。設置を明記するにあたっては各大学における柔軟な運用を求めます。		
49	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について （5 頁） <意見> 内部質保証担当組織とは、どのような組織をイメージしたらよいのか理解できません。新たな概念なのでしょうか、第2サイクルで言われてきた内部質保証を担当する組織、と同一なのでしょうか。第2サイクルと第3サイクルでの違いを明確に示してください。 改善事項の実施について決定権があるのは理事会であり、そのために効果測定をしたり、モニタリング機能を担ったりするのが自己点検・評価委員会です。日本の大学において、該当する組織をもった大学があれば例示いただければ参考になります。	同上	同上 なお、内部質保証の推進に責任を負う組織の形態は、各大学の特徴や規模等、大学の特性に応じて設定されるものであると考えるため、その組織体の望ましい例などの提示はいたしません。
50	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について （5、6 頁） <意見> 改定案では、「大学は、内部質保証担当組織において、内部質保	同上	同上

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	証の方針・手続に基づき、学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価の結果を踏まえた行動計画に即して、教育の改善・改革を促進させることが必要である。」とある。 「内部質保証担当組織」とは、「大学全体として内部質保証に責任を負う組織」とあり、「内部質保証」とは、「PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習等が一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。」と定義されている。 「内部質保証担当組織」とは、平成 27 年度大学評価シンポジウムで説明された、説明の資料『内部質保証ハンドブック』～内容について～の 30 頁の図に記載された「質保証・質向上委員会」とするのならば、その組織が「行動計画に即して、教育の改善・改革を促進させること」を行うのは、権限を越えていると考える。そこで、「大学は、内部質保証担当組織において、内部質保証の方針・手続に基づき、学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価の結果を踏まえた行動計画に即して、教育の改善・改革を促進させることが必要である。」を、「大学は、内部質保証の方針・手続に基づき、学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価の結果を踏まえ、行動計画を策定し、それに即して、教育の改善・改革を促進させることが必要である。」と修正すべきである。 ともかく「内部質保証」を機能させるのならば、「C」を掌る機関が行った「C」の結果、「A」を生み出し、「P」を掌る組織や「D」を掌る組織、いわば大学の全機能でもって教育の改善・改革を促進		

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	させることが肝要である。つまり、「内部質保証担当組織」の定義を、単一の組織を指し示すのではなく、「大学全体として内部質保証に責任を負い、PDCA等を適切に機能することに責任を負う組織体」とすればどうか。 それとともに、「点検・評価項目及び評価の視点」の内容も変更する必要があるのではないか。 また、内部監査等の監査機能との重複や棲み分けも考えておく必要があるのではないか。「質保証・質向上委員会」の設置は屋上屋を重ねるような気がする。		
51	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について（5頁） <意見> 内部質保証の方法・手続に、「教育の企画・設計、運用、検証及び改善のため行動指針等を定める」必要性について、改正案では「教育の企画・設計」の文言が唐突であり、文脈が理解しづらいことから、もう少し丁寧な説明を希望する。	修正なし。	No. 41 参照
52	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について（5頁） <意見> 「この内部質保証の方針・手続には、内部質保証に関する大学の	「この内部質保証の方針・手続には、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、…改善のための行動指針等を定める必要がある。」 とあるものを、 「<u>大学は、この内部質保証の方</u>	文意を明確にするために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	基本的な考え方、…等を定める必要がある。」という文章には主語がありません。従って、例えばですが「…行動指針等が定められる必要がある。」などと変更が必要ではないでしょうか。	針・手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、…改善・改革のための行動指針等を定める必要がある。」 と修正します。	
53	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について （5、6 頁） <意見> 第3パラグラフ、第4パラグラフの文章には主語がありません。	パラグラフ中に「全学内部質保証推進組織は」という表現を挿入するなど修正します。	文意を明確にするために、修正します。
54	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について （6 頁） <意見> 大学全体を対象とした機関別認証評価において、教育課程別に教育活動の有効性を検証することは可能であるのか疑問に感じます。教育内容に関わる有効性の検証は、専門分野別、すなわち教育課程ごとに行うべきと思います。機関別認証評価の役割と分野別認証評価の役割を明確にすることを希望します。 また、J A B E E など分野別外部評価を受けている学科においては、認証評価の内容は重複する内容であり、外部評価をもって認証評価を代替できるような仕組みを構築願いたい。	—	本協会の大学評価は機関別評価であるため、大学全体の観点から評価を実施します。したがって、その観点は、分野別評価と必ずしも一致するものではありません。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
55	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について（6 頁）、 4 教育課程・学習成果について（1）教育課程（6 頁） <意見> 「原則として、授与する学位ごとに上記 3 つの方針を策定し、」 「授与する学位ごとに、修得すべき知識・技能・態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、」とありますが、内容が重複しているように読めますので 4 にのみ記載してはいかがでしょうか。	修正なし。	「4 教育課程・学習成果について」と異なり、「2 内部質保証」では、3 つの方針を策定する意義の全体像を示しています。
56	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について（6 頁） <意見> 「内部質保証担当組織は、こうした一連のプロセスを適切に管理しなければならない。」とありますが、役割分担は大学が自主・自律的に定めることから、削除した方が良いのではないのでしょうか。	「…<u>内部質保証担当組織は、こうした一連のプロセスを適切に管理しなければならない。</u>」 とあるものを、 「<u>全学内部質保証推進組織は、3 つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また 3 つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・改革の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。</u>」 と修正します。	「管理」という語は表現として必ずしも適切でなく、誤解を招きかねないため修正を行います。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
57	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 2 内部質保証について（6頁） <意見> 「その際には、行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項の内容を斟酌した上で、その対応を検討する必要がある。」が、“斟酌”という文言は曖昧なので、明確な文言に変更すべきである。	「<u>その際には、行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項の内容を斟酌した上で、その対応を検討する必要がある。</u>」 とあるものを、文脈上より適切な箇所に移動させたうえで、 「また、<u>行政機関、認証評価機関等からの指摘事項</u>についても、<u>その対応を検討しなければならない。</u>」と修正します。	文意を明確にするために修正します。
58	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準2 内部質保証 （2頁） <意見> 評価の視点について、組織の整備、方針と手続き、さらに基本方針、欄外で行動計画や行動指針など、評価対象として取り上げるべき内容が理解しにくいと思います。全般的に、外形的で形式的な側面のみを評価すればよいような印象を受け、「有り、無し」でチェックするようなものとも捉えられます。基準2については、そのような評価でよいのでしょうか。大学で利用されている一般的な用語で説明、例示するなど、分かりやすく修正してください。	欄外注や評価の視点の位置づけを改めます。	基準2の評価の視点では、全学的なPDCAサイクルの適切性を自己点検・評価することを求めているなど、必ずしも「有り・無し」で判断できるものではないと考えています。しかしながら、本改定案に付した欄外注等に必ずしも分かりやすい点もあるため、評価の視点の位置づけを改めるなど、全体を見直します。
59	<項目>	評価の視点を参考例として位置	「策定のための全学的な基本方

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準2 内部質保証 （2、3頁） <意見> 点検・評価項目③「方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。」に関する評価の視点の欄に、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針等の設定」と記載されているが、3 ポリシーを策定するための全学的な基本方針等とは、どのような内容が求められるのか、もう少し明確な説明書きを加えていただきたい。また、この全学的な基本方針がなぜ内部質保証の評価の視点の欄に記述されているのかについても、説明書きを加えていただきたい。	づけ直したうえで、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針等の設定」 とあるものを、 「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定」 と修正します。	針等」は、3つのポリシーを学内で一体的に策定するために必要とされる大学としての考えをまとめたものです。これを内部質保証の評価の視点として示したのは、大学全体として設定されるべきものであり、教育活動のマネジメントの根幹をなすという考えによります。なお、その内容を一律に指定することは適当でないと考えるため、点検・評価項目中により詳細な解説を書き加えることはいたしません。 ただし、「方針等」という表現が意図を正しく伝えない懸念があるため、「評価の視点」における一部の文言を修正します。
60	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準2 内部質保証 （2頁） <意見> 点検・評価項目③の「評価の視点」に関して、「3つのポリシー	同上	同上

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	の策定のための全学的な基本方針」とありますが、「方針策定のための『方針』」は不要だと思いますので、表記の見直しをお願いします。		
61	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準2 内部質保証 （2頁） <意見> 点検・評価項目③の「評価の視点」に関して、「教育のPDCAサイクルの管理」とありますが、【※5】の内容を読み取る限り、「内部質保証担当組織」が各組織の点検・評価（C）を踏まえて、改善計画（P）の策定まで取り締まる印象を持ちます。内部質保証システム体系図（例）では「質保証・質向上委員会」は大学執行部に報告する役割であり、改善のためのフィードバックは大学執行部と各個別機関とのやり取りと示されております。このやり取りにまで介入するのは、「内部質保証担当組織」が、大学執行部よりも強い権限を持つことになるのではないかと危惧します。	No. 47 参照	No. 47 参照 なお、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の位置づけや当該組織と執行部との関係性は、大学の規模、ガバナンスの在り方等に応じて異なるものです。よってそのあり方は、各大学の判断に委ねています。
62	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準2 内部質保証 （2頁） <意見> 点検・評価項目③の「評価の視点」に関して、「行政機関」とありますが、第2期では「文部科学省」とあります。文部科学省では	修正なし。	他の中央省庁や自治体等も想定した表記です。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	なく、行政機関とする理由があるのでしょうか。ご確認ください。		
63	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準2 内部質保証 （2頁） <意見> 「大学基準の解説」（6頁9～10行目）で言及されている、外部からの評価については、その重要性に鑑み「評価の視点」にも盛り込んでおくべきではないか。	修正なし。	外部評価の実施は、全ての大学が一律に実施することは現実的に難しいことから、評価の視点として例示していません。なお、外部評価又はこれに相当する措置は、各学部・研究科がそれぞれの教育研究を検証し、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるうえで重要な意義を有すると言えます。したがって、評価の視点として例示する「内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み」を、各大学がそれぞれの状況に即して用いる場合に、適宜外部評価等も含むものに修正することを想定しています。
	以下基準3		
64	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 3 教育研究組織 （2頁）	修正なし。	「適切に整備」された教育研究組織のあり方として、これを単に

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	3 教育研究組織について （6 頁） <意見> 基準3では「教育研究組織を適切に整備」とされているところ、解説においては、「教育研究上の組織を編成・設置するとともに、これを適切に管理・運営する」となっているため、文言の整合性をとっていただく方がよい。		編成・設置するだけでなく、適切に管理・運営することが必要であることを解説したものです。
65	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準3 教育研究組織 （3 頁） <意見> ○評価の視点 本学に附置されている8つの研究所は、大学の理念・目的に沿って設置されていることを、規程等をとおして謳っており、適切に運用されている。ただし、個々の活動内容は、その独自性と相まって対象を特定化することができない。したがって、学問の動向、社会的要請、国際性などに関する評価は同一基準では計れないことを思量する必要がある。	評価の視点を参考例として位置づけ直したうえで、「教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等との適合性」とあるものを、 「教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮」と修正します。	当該評価の視点は、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に照らして自己点検・評価することを一例として示したものです。同一基準で評価を行うことを求めたものではなく、また常にこの視点に立たなければならぬことを意図したものではありません。評価の視点は各大学が必要に応じて設定するものとして位置づけ直したうえで、文言を改め、表現の正確性を高めるために表現を修正します。
66	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準3 教育研究組織 （4 頁）	評価の視点を参考例として位置づけ直したうえで、「…附置研究所、センター等その他の施設の…」	表現の正確性を高めるために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 点検・評価項目①の評価の視点「大学の理念・目的と附置研究所、センター等その他の施設の設置状況の適切性」について、「施設」ではなく「組織」とすべきではないか。点検・評価項目は「組織」と表現している一方で、「施設」とするとハード面が強調され、ソフト面の点検・評価が疎かになるおそれがあるためである。	とあるものを、 「…附置研究所、センター等の組織の…」 と修正します。	
	以下基準 4		
67	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果 ～ 10 管理運営・財務 （2、3頁） <意見> 「方針」という言葉が基準 4～基準 10 の全てに使われるようになったが、基準 4 の学位授与「方針」、基準 4 の教育課程の編成・実施「方針」、基準 5 の学生の受け入れ「方針」は、現在、中央教育審議会において、いわゆる 3 つのポリシー（「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」）の文言も用いて、これらの策定・公表を義務化するための学校教育法施行規則の改正も含めた議論が行われている。 このため、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」というように表記する方が分かりやすくなるのではないか。	修正なし。	「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」及び「学生の受け入れ方針」という本協会の従来の表現は、いわゆる 3 つのポリシーを表現するものとして各大学に理解されつつあるものと判断します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
68	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果 （2頁） <意見> 基準4に「効果的な教育を行うための様々な措置を講じ」という文言があるが、「様々な措置」は各大学で程度の差が生じるため、基準としては曖昧なものとなっている。	修正なし。	効果的な教育を行うための措置は、各大学、各分野に応じて異なり、多様なあり方が想定されるところです。このことから、表現としては幅のあるものとなっています。
69	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果 （2頁） <意見> 「学位授与方針に示した学習成果の修得状況」とありますが、「学習成果の修得状況」は分かりにくいと思われます。「学習成果の到達状況」などの表現がより適切ではないでしょうか。また、上述のように、「学習」は自主性・自立性の乏しい“learning”を意味することが多いので、自主性・自立性が求められる「学位」にそぐわないように思いますがいかがでしょうか。	修正なし	本改定案の中では、学習成果を修得するという表現を用いることとしています。 なお、本協会では、「学習」は大学における教育課程での学びのみならず、学生生活一般での様々な経験を通して主体的に知識、技能、態度などを獲得・習得することを意味する言葉として使用しています。
70	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果 （2頁） <意見>	修正なし。	学生の学習成果については、教育内容、方法等の改善を目的として把握・評価するものと言えますが、その結果については学外に公表することに馴染まないものも多

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	ここでは「評価」に限定されていますが、現在では「ポートフォリオ」等の手法を使って、その「評価内容」を逐次明らかにしていくことが求められています。また、卒業後も「学習成果の修得状況」の「公表」する必要があるように思います。ただ、その「公表」はあくまでも「個人」に対してであって、「社会」に対してではありませんので、「公表」という表現では書けないということなのでしょうか。		いと考えられるため、本改定案は公表まで述べていません。
71	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果 （2頁） <意見> 「さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。」とありますが、学位授与方針も「原則として、授与する学位ごとに」（6頁）策定することが求められていることから、4 教育課程・学習成果における学習成果の修得状況の把握は、結論として学部・学科、研究科・専攻、課程ごとに行うこととなります。当該基準の解説（7頁）には、少なくとも学習成果の修得状況の把握について、課程別の留意点をお示しいただければと思います。	修正なし。	学位課程の違いによって、また専門分野の違いによって、観点・方法等には多様なあり方が考えられます。したがってそのような留意点まで大学基準のなかで示すことは適当でないと判断されます。
72	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 4 教育課程・学習成果について（6頁）及び「点検・評価項目	修正なし。	No. 3 参照

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	及び評価の視点」（改定案）を含む全体 <意見> 『大学基準の解説』 基準「4 教育課程・学習成果について」の記載では、「学修」の用語が「学習」の表記に代わった。大学評価報告書等における「学習」と「学修」の使い分けは、大学にとって悩みどころである。アクティブラーニングが要請される昨今にあって、多くの大学は「学修」表記に改めようとする傾向もある。今回の改定案で、なぜ、旧来に戻るともいえる「学習」表記に変更したのか。このことについて、大学基準協会や文部科学省側で考え方の変化があったのか。「説明会」や「解説冊子」等で具体的に説明願いたい。 「学習」と「学修」で使い分けが必要ならば、その事についても説明が欲しい。		
73	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 4 教育課程・学習成果について (1) 教育課程 (6、7頁) <意見> 「…など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針」とある場合の「学習」は、「当該学位にふさわしい」とありますので、あくまでも「卒業単位」に必要な「がくしゅう」ですので、その場合には「学修」の方が良いのではないのでしょうか。この場合、「学修」は卒業単位取得、それゆえ卒業単位取得という大学の「学	修正なし。	No. 3 参照

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	び」の狭義の意味であり、その卒業単位を越えた「学び」を「学習」と考えてのことです。ここまでのところ、大学の学びがこの狭義の「学修」でなく、広義の「学習」で統一されていると考えてのことです。		
74	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果について （6、7 頁） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 4 教育課程・学習成果 （5－7 頁） <意見> 『大学基準』及びその解説』では（1）教育課程と（2）学習成果に細分されているが、「点検評価項目及び評価の視点」では細分されていない。基準 4 における①～④を（1）教育課程、⑤⑥を（2）学習成果、⑦を両方の検証と細分して考えて良いのか、それとも①～⑦を（1）教育課程と（2）学習成果に細分せずに記述するほうが良いのか教えていただきたい。	（1）（2）の区分をやめ、統合します。	教育内容、方法等と学習成果に関することとは、一連の関係にあるものです。このことの明確性を高めるために、修正します。
75	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果について （6、7 頁） <意見> 基準 4 の解説において（1）と（2）に分かれています、大学	同上	同上

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	基準との整合、また「点検・評価項目」との整合を考え、（１）（２）の表記を廃止し、一体化した解説とするよう修正をお願いします。 第２サイクルでは、１つの教育プログラムを４分節に分断して評価する形式となっており、複数プログラムがある場合など、まず各プログラムの方針だけが説明され続け、次に教育課程の説明が続くといった構成で、自己評価を行う上でも、評価者としても評価する上でも、教育プログラムを一体的に捉えることが困難でした。第３サイクルでは、基準４を一体化することで、プログラム単位で教育効果を評価できる工夫する余地が与えられたものと理解しています。基準４を一体化することによって、方針からカリキュラム、教育方法、教育効果までを１つのストーリーとして評価しやすくなる項目となるよう、修正することを検討ください。		
76	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） ４ 教育課程・学習成果について （６頁） <意見> 「（１）教育課程」において、「大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、～（後略）」とあるが、記述中の学位とは、学位の種類を指すのか、学位の分野を指すのか不明瞭であるため、明記すべきである。	修正なし。	授与する学位が異なるのであれば、それらごとに方針が定められるべきことを述べています。学士、修士等の学位課程別に１つ又は経済学、工学等の分野ごとに１つという意味ではありません。このことは、改定案で明らかであると判断されることから、修正は行いません。
77	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案）	修正なし。	本協会では従来から「学位授与方針」という語を使用しています。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	4 教育課程・学習成果について （6 頁） <意見> 「（1）教育課程」において、ディプロマ・ポリシーに関して「学位授与方針」の記述があるが、文部科学省の審議会資料では「卒業認定・学位授与の方針」という用語が用いられている。特段の意図がないのであれば用語は統一すべきである。		この語が「卒業認定・学位授与の方針」に相当するものであることは、誤解なく理解され得ると判断します。
78	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果について （6、7 頁） <意見> 「（1）教育課程」の中で、「修得すべき知識・技能・態度など当該学位にふさわしい学習成果」、また「（2）学習成果」の中で、「学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果」とあるが、例えば、学士課程に関しては、高大接続改革実行プラン（平成 27 年 1 月 16 日文部科学大臣決定）で示されている学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」との整合性をとっていただく方がよい。	修正なし。	いわゆる「学力の三要素」を含め、学生の身に付けるべきコンピテンシーを、「知識・技能・態度」という語で一般的に表現する立場をとっています。
79	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果について （6、7 頁） <意見>	No. 74 参照	当該部分の改定は、負担軽減を理由としたものではありません。方針設定から自己点検・評価、改善・向上に至る一連の点検・評価項目全体を通じて、教育課程、方

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	第2期の基準では、4つに区分されていたものが、（1）教育課程及び（2）学習成果の2つに区分けされることで、負担の軽減に見えますが、（1）の内容は第2期における基準4（1）から（3）をまとめたものであり、「方針・シラバス・単位認定・成績評価・検証」など、外形的な形式な評価の視点がそのまま継続され、実質的な点検・評価の実態はほぼ変わらないように見受けられます。評価項目・評価の視点が実質的に変更していない中で、教育内容の有効性の検証を行うことは不可能と思います。大学基準には「教育の企画・設計、運用、検証及び改善のための行動指針（基準2）」など新たな文言が登場していますので、教育評価の視点においても整合を採りつつ、教育内容・方法の有効性を評価する視点を明示して欲しいと思います。新たな評価の視点を提示することが出来ないのであれば、これまで通り4つの区分の方が、適切に点検できると思いますので、見直しをお願いします。		法等の有効性を評価する考え方をとっています。したがって、有効性それ自体の評価の視点は設けていません。 なお、（1）（2）の区分をやめ、全て統合します。
80	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果について （1）教育課程 （7頁） <意見> （1）の最後の二段落目には、「学習成果」や「学位授与の適切性」などの文言があり、これらは第2期における基準4（4）成果の内容であるため、新基準4（2）学習成果に統合する方が宜しいかと思います。	No. 74 参照	No. 74 参照

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
81	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果について （1）教育課程 （7 頁） <意見> 「それぞれの課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目」とありますが、教育研究上の目的と学習成果は異なるレベルであることから、いずれかに限定してはいかがでしょうか。	修正なし。	ここに言う「学習成果」とは、卒業・修了時までに修得すべき能力等を意味しています。ご指摘の通り教育研究上の目的とは異なるレベルのものであ、同列に扱う意図はありません。あくまで科目を設定する上で学生に期待する能力等を考慮すべきことを表現するために示したものです。
82	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果について （1）教育課程 （7 頁） と、 6 教員・教員組織について （8 頁） の関係 <意見> ・ 4 教育課程・学習成果について：「大学は、学生の学習意欲を促進させるために、履修指導を適切に行うとともに、適切なシラバスを作成し、授業計画に基づいて教育研究指導を行い、<u>授業形態、授業方法にも工夫を凝らすなど</u>、学習の活性化のための十分な措置を講ずることが必要である。」 ・ 6 教員・教員組織について：「このFD活動を通じて、教員の教育能力の向上、教員の研究活動の活性化、学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善並びに<u>教育効果を高める授業の改</u>	修正なし。	基準4の「授業形態、授業方法にも工夫を凝らす」という記述は、授業における教育実践を意味しています。一方、基準6の当該箇所は、FD活動として、「教育効果を高める授業の改善等を図る」ことを述べており、それぞれ異なっています。 なお、教員の資質向上に関することは、本改定案において全て基準6の対象としています。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	善等を図る必要がある。」 下線部分の内容が重複していると思われる。基準4は「教育内容・方法等の改善のためのFD」について記述し、基準6は「教員自身の資質向上のFD」について記述するのではなかったか。本学で大学評価を受ける際、草案提出時に「(現) 基準3の教員自身の資質向上のFDと教育内容・方法等の改善のためのFDが混在しているので書き分けるように」と指摘されている。		
83	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 4 教育課程・学習成果について (1) 教育課程 (7頁) <意見> 「大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、適切かつ多様な授業形態を採用するとともに、<u>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置</u>を講じる必要がある。 大学は、学生の学習意欲を促進させるために、履修指導を適切に行うとともに、適切なシラバスを作成し、授業計画に基づいて教育研究指導を行い、授業形態、授業方法にも工夫を凝らすなど、<u>学習の活性化のための十分な措置</u>を講ずることが必要である。」（下線引用者）とありますが、学習を活性化させるための措置について、段落を分けて記述する意図が必ずしも明確ではありません。7行目からの第2段落と9行目からの第3段落の違いについて追加説明をお願いいたします。	「大学は、…<u>適切かつ多様な授業形態を採用するとともに、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置</u>を講じる必要がある。 大学は、<u>学生の学習意欲を促進させるために、履修指導を適切に行うとともに、適切なシラバスを作成し、授業計画に基づいて教育研究指導を行い…など、学習の活性化のための十分な措置</u>を講ずることが必要である。」 とあるものを、 「大学は、…<u>授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置</u>を講じな	ご指摘の点は、下段の説明は学習の活性化の具体的な方策について述べており、内容の一部が重複して記載されておりました。文意を明確にするために修正します。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
		なければならない。<u>その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、…など、十分な措置を講ずることが必要である。</u>」 と修正します。	
84	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 4 教育課程・学習成果について （1）教育課程 （7 頁） <意見> 「大学は、学生の学習意欲を促進させるために、履修指導を適切に行うとともに、適切なシラバスを作成し、授業計画に基づいて教育研究指導を行い」とあるが、時系列で言えば、シラバス作成が先になると思われるので、「大学は、適切なシラバスを作成し、学生の学習意欲を促進させるために履修指導を適切に行うとともに、授業計画に基づいて教育研究指導を行い」というように文言を見直していただけるとよい。	同上。	同上。
85	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 4 教育課程・学習成果について （1）教育課程 （7 頁）	「大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの<u>課程</u>においても、…」	表現の正確性を高めるために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 「課程」に多様な意味があるのであれば、誤解が生じない文章表現が必要かもしれません。	とあるものを、 「大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの<u>学位課程</u>においても、…」 と修正します。	
86	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果について （1）教育課程 （7頁） <意見> 「また、<u>教育の質を保証するために</u>、あらかじめ学生に明示した方法・基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、明示した手続に則して学位授与を適切に行わなければならない。」（下線引用者）とありますが、大学基準2の改定案が規定する「…教育の質の保証および向上に取り組まなければならない。」は、課程レベルのものであり、この解説部分で準則主義的な運用に「教育の質を保証するために、」という文言を用いるのは多義的に過ぎる嫌いがあります。削除してはいかがでしょうか。	修正なし。	当該部分は、教育課程のみならず個々の授業も想定した記述です。個々の授業における厳格かつ適正な成績評価及び単位認定並びに明示した手続に則った学位授与という一連のプロセスは、教育の質の保証の重要な要素であると考えます。
87	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果について （1）教育課程 （7頁） <意見>	「…<u>学習成果を見極めながら</u>、単位制度の趣旨に沿った措置を…」 とあるものを、 「…単位制度の趣旨に沿った措置を…」	ご指摘にもあるように、科目レベルの成績は学習成果の到達度によってのみ判断されるわけではありません。成績を評価し単位を認定する一連のことが、「学習成果を

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	「各授業科目の特徴や内容、履修形態等を考慮し、<u>学習成果を見極めながら</u>、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要」（下線引用者）とあります。文脈から、各科目レベルで修得する対象（知識、技能、態度等）を指すと考えられますが、大学設置基準第 21 条第 3 項（「これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には」）との関係があまり明確ではありません。 また、周知の通り、単なる出席（点）を成績評価基準とする問題点が指摘される一方、（出席にともなう）討議への積極的な参加であれば、これを成績評価基準として採用しても差し支えないという考え方もあります。すなわち、科目レベルの成績は「学習成果の到達度」のみによって判断されるわけではない（成績≠学習成果）ことから、この「学習成果を見極めながら、」という文言は削除する方が良いと考えます。（学習成果を科目レベルで急に言及するならば、前後に補足説明が必要でしょう。）	と修正します。	見極めながら」なされるべきことを述べているものです。 ただし、後に続く学習成果の把握・評価に関する部分との関係等、文脈を考慮し修正します。
88	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 4 教育課程・学習成果について（1）教育課程（7 頁） <意見> （1）教育課程（7 頁）の最終段落「大学は、教育内容、教育方法等の適切性について定期的に検証し、・・・」とあるが、「等」は何か別に含まれるのか。（「点検・評価項目及び評価の視点（改定版）」の「点検・評価項目」の⑦（7 頁）には「等」の記載がない。）	修正なし。	「等」には、教育内容、教育方法等のみでなく、それらの改善に関連性の強い事項も含んでいます。ただし、点検・評価項目において、学習成果の把握・評価については、その直接的・第一次的な活用対象である教育課程及びその内容・方法の自己点検・評価と改

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			善に関する部分において明示的な言及をするにとどめています。
89	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （5～7頁） <意見> 基準4「教育課程・学習成果」及び基準10「管理運営・事務組織・財務」は、1つの基準の中で小区分が設けられています。基準10については、「管理運営」「事務組織」「財務」のそれぞれの区分に基づいて点検・評価項目を明確に表記していますが、基準4は①～⑦まで点検・評価項目があるものの、どれが「教育課程」または「学習成果」に関するのかわかりませんので、明確に示してください。	No. 74 参照	No. 74 参照
90	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （5頁） <意見> 「大学基準の解説」では、学位授与方針を定め公表しなければならないこと、教育課程の編成・実施方針を定め公表しなければならないこととされているが、「評価の視点」では、「○○方針の適切な明示」となっており、「公表」の点が含まれていないので、「○○方針の適切な明示・公表」などとするほうがよいのではないか。	点検・評価項目①「授与する学位ごとに、学位授与方針を明示しているか。」 とあるものを、 「授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。」 と修正します。 点検・評価項目②「授与する学位	表現の正確性を高めるために、修正します。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
		ごとに、教育課程の編成・実施方針を<u>明示しているか。</u>」 とあるものを、 「授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を<u>定め、公表しているか。</u>」 と修正します。	
91	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （5頁） <意見> 「※8」について、専門科目と教養科目への配慮という設置基準上必要な法令要件の評価項目になっておりますが、※8では「方針を示しているか」だけを評価対象としており、実態を評価対象にしているように読み取れません。例えば、全開設科目における教養教育科目の割合、課程修了時における総修得単位数における教養科目の割合など、方針にそって「授業科目を開設しているか（基準4の③）」、「学生が学習しているか（基準4の⑥）」など実態を自己評価することが重要と感じます。特に教養科目の配慮は法令要件ですので、方針だけではなく、開設状況（プロセス）、学生一人あたりの履修状況（アウトプット）までは評価の視点に加えるべきと考えますので、例えば③の項目に「教養科目と専門科目の割合の適切性」	評価の視点を参考例として位置づけ直したうえで、 点検・評価項目③において 「・各学位課程における教育内容の<u>適切性</u>」 とある評価の視点を、 「・各学位課程にふさわしい教育内容の<u>設定（＜学士課程＞初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等、＜修士課程・博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等、＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等）</u>」 と修正します。	ご指摘のとおり、専門教育と教養教育への配慮など、各学位課程において求められる教育内容は、教育課程の編成・実施方針としてだけではなく、方針に基づく科目設定のあり方としても重要です。したがって、各学位課程において求められることのいくつかを取り上げ、このことが明確になるようにします。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	など、加筆・修正をお願いします。 もちろん、教養科目の割合や、配当年次などは当該大学の教育理念に沿うものでありますので、一定の基準を設けることを望むものではありません。評価の方法として、インプット（制度、法令、組織など）だけではなく、プロセスやアウトプットを意識した評価ができるよう評価の視点を改善いただけると、評価の範囲が明確になり、評価負担の軽減にもつながります。		
92	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （6頁） <意見> 「大学基準」の解説（改定案）では、現行基準の記載に「単位の趣旨」とあるのを「<u>単位制度</u>の趣旨」という表記に変更している。また「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）（6頁）でも、「基準4 教育課程・学習成果 ⑤」では「<u>単位制度</u>」という語句が使用されている。これらの表記に則すならば、「基準4 教育課程・学習成果 ④」の記載に「<u>単位の実質化</u>」とあるのは「単位制度の実質化」と表記してもよいのではないか。それとも「単位の実質化」とは、制度の実質化ではなく、単位そのものを実質化であるので、語句修正は必要ないのか。 「単位の実質化」と、「単位制度の実質化」は、大学での取り組みや体制整備、成果検証に大きく関わる。可能ならば、どこかで解	修正なし。	単位は、学生の学習時間を考慮して設定されるべきものであり、その際の学習時間とは、授業内のものだけでなく予習・復習といった授業外の学習をも含むものです。「単位」が持つそのような意味を十分に踏まえ、そのもとで企図する学生の学習時間が適切に確保されるよう求める趣旨から「単位の実質化」という表現を用いています。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	説や説明を願いたい。		
93	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （6頁） <意見> 「点検・評価項目」④には、「学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うため」とあるが、「評価の視点」欄では、「学生の学習を促進するため」とある。双方の記述の文言を揃えて、「点検・評価項目」欄は、「学生の学習を促進させ、効果的に教育を行うため」というように見直していただけるとよい。	評価の視点を参考例として位置づけ直したうえで、 「・<u>学生の学習を促進するための取り組み（授業及び授業時間外に必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫等）の適切性</u>」 とあるものを、 「・<u>授業及び授業時間外に必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫等</u>」 と修正します。	文意を明確にするために、修正します。
94	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （6頁） <意見> 点検・評価項目④の「評価の視点」に関して、「学生の学習を促進するための取り組みの適切性」との内容がありますが、この項目のみでは学部・研究科の特色・特徴が表現しにくいので、各学部・研究科が推進している教育内容の特色が表現可能となる「評価の視点」の設定をご検討ください。	修正なし。	「学生の学習を促進するための取り組み」は、分野によって異なり、各学部・研究科に応じた取り組みが求められるところですが、当該評価の視点は、あくまでそうした個々の取り組みの適切性を、大学としてどう捉えるかということを問題にしたものです。なお、評価の視点はすべて例示として位置付けますので、各大学がそれぞれ

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			れの特色等を評価するうえで必要な視点が別にある場合は、それを独自の評価の視点として設定することが有効です。
95	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （6頁） <意見> ④の評価の視点の<学士課程>のところに以下の項目を追加したらどうかと思います。 ・時間割における科目配置の適切性（※） ※例えば、必修科目とコア科目などが同一時間帯に配置されていて同一学期に両者を履修できないような事態になっていないこと。	修正なし。	「基準4 教育課程・学習成果」の点検・評価項目③に関しては、「教育課程の編成にあたっての順次性・体系性のへの配慮」といった評価の視点を例示しています。ご指摘のあった点は、この評価の視点の一部として対応していますが、各大学が独自に視点を設定するにあっては、ご指摘のような表現をとった視点を設けることも考えられます。
96	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （6頁） <意見> ④の評価の視点の3番目の・に、「シラバスの内容（授業の目的、…、基準等の明示、授業内容とシラバスとの整合性の確保等）の適切性」とありますが、「授業内容とシラバスとの整合性の確保等」	評価の視点を参考例として位置づけ直したうえで、 「シラバスの内容（授業の目的…、成績評価方法・基準等の明示、<u>授業内容とシラバスとの整合性の確保等</u>）の適切性」 とあるものを、 「シラバスの内容（授業の目的	表現の正確性を高めるために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	はカッコの外に出して、「シラバスの内容（授業の目的、…基準等の明示）、授業内容とシラバスとの整合性の確保等の適切性」とした方がよいのではないかと思います。	…、成績評価方法・基準等の明示） 及び実施（授業内容とシラバスとの 整合性の確保等）」 と修正します。	
97	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （6頁） <意見> 点検・評価項目（6頁）の⑤において、学生の成績評価について、学生自身が行う「成績評価に対する異議申し立て制度」については、評価の視点としないのか。	修正なし。	点検・評価項目⑤に関しては、「成績評価の公平性向上のための取り組み」を評価の視点として例示しています。ご指摘の点は、この評価の視点の一部として対応していますが、各大学が独自に視点を設定するにあっては、ご指摘のような表現をとった視点を設けることも考えられます。
98	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （7頁） <意見> 点検・評価項目⑥の「評価の視点」に関して、「学習成果を把握・評価するための方法の開発」として4つの項目があります。この表記により、受審大学はこれら4つの項目を設定することが条件だと判断する可能性があります。これらの項目があくまでも例示であることを説明してください。	評価の視点を参考例として位置づけ直し、さらに当該視点の具体的な方法例を挙げた部分の前に、 「《学習成果の測定方法例》」 を書き加えます。	「アセスメント・テストの実施」などが学習成果の測定方法の一例であることが分かるように修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
99	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （7頁） <意見> 点検・評価項目（7頁）の⑥において、学習成果の把握及び評価については、卒業（修了）した学生や、受入企業先等からなど外部からの評価の視点を入れたほうがよいのではないかな。	学習成果の測定方法例として、 「卒業生、就職先への意見聴取」 を書き加えます。	例示する評価の視点をより分かりやすくするために、具体的な学習成果の測定方法例としてご指摘の点を書き加えます。
100	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （7頁） <意見> 「点検・評価項目⑥」の「評価の視点」について、「アセスメント・テストの実施」とあるが、具体的にどのようなテストを想定しているのか記述からは意図が読み取れない。履修科目毎の学期末テスト等を想定しているのか、或いは米国のCLAのような学習成果把握のための標準試験を想定しているのか、何らかの解説は付記できないか。	修正なし。	本協会では、点検・評価項目⑥に記載のとおり、学位授与方針に明示した学習成果の測定を求めています。したがって、上記の学習成果を測定するためのテストであるものは、これに含まれます。
101	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （7頁） <意見>	「大学は、<u>こうした学習成果を把握し評価した結果を教育内容、教育方法等の改善に適切に活用することが必要</u>である。」 とあるものを、	ご指摘のように、学習成果を把握し評価した結果は、単に教育内容、方法の改善のみでなく、これに関連したその他の事項の自己点検・評価や改善にも活かされています。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	「大学基準の解説」の「(2)学習成果」では、「大学は、こうした学習成果を把握し評価した結果を教育内容、教育方法等の改善に適切に活用することが必要である。」となっており、「教育内容、教育方法等」となっているのは、教育内容・教育方法の改善だけでなく、教員組織や教育環境・学習環境の改善に結びつくケースも想定されるからであると捉えているが、この捉え方でよいだろうか。また、「点検・評価項目」⑦は、「教育内容、教育方法の適切性について定期的に検証を行っているか。」となっており、これに対応する「評価の視点」として「教育内容、教育方法の適切性に関する定期的な検証の実施」があり、その補足として「－ 学習成果の測定結果の活用」となっている。上記の捉え方の場合、この評価の視点では、「学習成果を把握し評価した結果」が「教育内容、教育方法以外」の改善に結びついたことが自己点検・評価報告書の記載から漏れてしまうのではないかと思われるが、この点についてはどのように理解すればよいだろうか。	「大学は、<u>教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。</u>」 と修正します。	くものと想定しています。ただし、点検・評価項目にあるとおり、学習成果の把握・評価した結果は、まず第一に教育課程及びその内容・方法の自己点検・評価と改善・向上に活用されるべきものと考えます。こうしたことが明確になるように「大学基準」の記述を修正します。
102	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準4 教育課程・学習成果 （7頁） <意見> 点検・評価項目（7頁）の⑦において、「教育内容、教育方法の適切性について…」とあるが、「大学基準」及びその解説（改定案）」の7頁にある「4 教育課程・学習成果について」の（1）教育課	同上	同上

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	程の最終段落には、「大学は、教育内容、教育方法等の適切性について定期的に検証し、…」と「等」の記載があり、「等」に何か別の項目が含まれるのであれば、「点検・評価項目」には具体的に記載すべきではないか。		
	以下基準5		
103	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 5 学生の受け入れについて （7頁） <意見> 「（1）教育課程」において、アドミッションポリシーに関して「学生の受け入れ方針」の記述があるが、文部科学省の審議会資料では「入学者の受け入れに関する方針」という用語が用いられている。特段の意図がないのであれば用語は統一すべきである。	修正なし。	本協会では従来から「学生の受け入れ方針」という用語を使用しています。この語が「入学者の受け入れに関する方針」に相当するものであることは、誤解なく理解され得ると考えます。
104	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 5 学生の受け入れについて （7頁） <意見> 「大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。」とあるが、学生数を適正に管理することと教育効果を十分に上げることは必ずしも一致しないと思われるので、表現の変更を求める。	修正なし。	大幅な定員超過を防ぐなど、学生数を適切に管理することは、教育効果の確保のために必要なことと考えます。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
105	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準5 学生の受け入れ （9頁） <意見> 「大学基準の解説」では、学生の受け入れ方針を定め公表しなければならないとされているが、「評価の視点」では、「～を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な明示」となっており、「公表」の点が含まれていないので、「～を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な明示・公表」などとするほうがよいのではないか。	点検・評価項目①「学生の受け入れ方針を明示しているか。」とあるものを、 「学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。」と改めます。	文意を明確にするために、修正します。
106	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準5 学生の受け入れ （9頁） <意見> 評価の視点（9頁）の③において、入学者数や在籍学生数について、定義は示しておかなくてよい。例えば「入学者数や在籍学生数については、国費外国人留学生を含み、秋季入学生を含む。」など。	修正なし。	それらすべての学生を含む概念であることは、誤解なく理解され得ると考えます。
107	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準5 学生の受け入れ （9頁） <意見>	—	「大学基準」および点検・評価項目の大学評価における運用については、別に検討するものとしします。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	この評価の視点には詳細は記載されていないが、第2サイクルの基準では、単年度の学科毎の定員が1.00であることが求められ、1.30以上または0.7未満は努力課題とされていた。例えば、編入学定員が2名の学科の場合、編入学した学生が1名でも3名でも努力課題となる。仮に2名に合格を出しても、1名が手続きをしなければこれも努力課題となり、大学がコントロールできる範囲を明らかに越えている。数値基準を適用する場合も、母数が少ない場合は、定性的な基準とあわせて評価すべきだと考える。		
	以下基準6		
108	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 6 教員・教員組織 （2頁） <意見> 基準の順番について、基準10とされていた[内部質保証]が、繰り上がって基準2として配置されることは内部質保証の重要性に鑑みてよいと思うが、基準3とされていた[教員・教員組織]は、基準5[学生の受け入れ]と基準7[学生支援]の間に配置するのではなく、これまでどおり[教育研究組織]の直後に配置することが望ましいため、基準3[教育研究組織]、基準4の次に[教員・教員組織]としていただきたい。	修正なし。	本協会は大学における内部質保証を重視しています。その内部質保証を推進するに際して重要となるのが、学位授与方針等のいわゆる3つのポリシーの明確化です。この観点から整理すれば、学生の入学から卒業までの事項が核となり、これに次いで、教育を効果的に実現するための重要な要素のひとつとして「教員・教員組織」が位置づくという考え方が成り立ちます。各基準の配列は、こうした考え方に基づいています。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
109	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 6 教員・教員組織について （8頁） <意見> 「また、教育・研究・社会活動等に関する業績を評価し、教育研究活動等の活性化を図る必要がある。」との一文について、「業績の評価」を前提とした表現にすべきではないと考える。重点は「教育研究活動等の活性化」であり、「業績の評価」は本質ではない。貴協会作成の「内部質保証ハンドブック」（pp. 41-43）において、「教員の教育業績評価の実施」は、規模の大小を問わず、改善への寄与率が他の取組に比して低いということが確認されていることから、大学基準に具体的に記述すべきではない。	修正なし。	本協会としても教育研究活動等の活性化が本旨であるの考えに立ちます。あくまで教育・研究・社会活動等に関する業績は、それら活動が活性化するよう必要な施策を検討するために把握されるべきもののひとつと考えます。この趣旨は明確であると判断されるため、修正しません。
110	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 6 教員・教員組織について （8頁） 10 管理運営・事務組織・財務 （2） （10、11頁） <意見> 基準6〔教員・教員組織〕と基準10-2〔事務組織〕は、合体させて、基準6〔職員組織〕にし、そのうえで、基準6-1〔教員・教員組織〕基準6-2〔職員・事務組織〕と分けると『学生に対する支援と大学の教育研究の趣旨と目的に深い理解を有する職員によって構成される及び、教育研究機関にふさわしい事務組織として、教員	修正なし。	事務組織と教員組織とは、それぞれ固有の事項を有しており、「大学基準」のなかで同一の基準とすることは必ずしも適切ではないと考え、修正しません。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	組織との協働による適切な業務遂行は重要である。』と解説に記載されていることとの関連がより明確になるのではないのでしょうか。		
111	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 6 教員・教員組織について （8 頁） <意見> 教員の年齢構成や男女比のバランスに配慮することについては、「点検・評価項目及び評価の視点」では、「点検・評価項目」②の教員組織の編制に関する項目での「評価の視点」に含まれているが、「大学基準の解説」では、「点検・評価項目」では③にあたる、教員の募集・採用・昇任等の段落（2 段落目）で記載されており、やや整合性を欠く。本来的には、「点検・評価項目及び評価の視点」で示されているとおり、教員の採用の段階ではなく、教員組織の編制方針を策定する段階で考慮しておくべきことであると思われるので、「点検・評価項目及び評価の視点」に合わせ、「大学基準の解説」においても、教員組織の編制方針に沿った教員組織の編制の記載（1 段落目）で、年齢構成や男女比への考慮について記載しておくべきではないか。	「また、組織ごとに十分な教員を配置し、教育と研究の成果を上げる必要がある。」 とあるものを、 「<u>その際、教員の年齢構成に配慮するとともに、教員の国際性、男女比など教育研究上の必要性を踏まえた教員構成に配慮しながら、組織ごとに十分な教員を配置し、教育と研究の成果を上げる必要がある。</u>」 と修正します。	教員の年齢構成や男女比のバランス等については、教育研究上の必要性に応じた教員組織のあり方を検討する際に考慮されるべきものであり、単に教員の募集・採用手続き上の留意点にとどまるものではありません。そのため、修正しその意図を明確化します。
112	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 6 教員・教員組織 （8 頁） <意見>	「このFD活動を通じて、教員の教育能力の向上、<u>教員の研究活動の活性化、学習成果の分析</u>を踏まえた教育課程の開発及び改善並びに教	基準6において述べていることは、教員の資質向上に関すること（ファカルティ・ディベロップメント（FD））であり、これに対し

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	「大学基準の解説」の3段落目には、「～学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善並びに教育効果を高める授業の改善等を図る必要がある。」とあるが、これは「4 教育課程・学習成果」の「(1)教育課程」の最終段落の「大学は、教育内容、教育方法等の適切性について定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。」、「(2) 学習成果」の最終段落の「大学は、こうした学習成果を把握し評価した結果を教育内容、教育方法等の改善に適切に活用することが必要である。」との区別が難しく、内容的に重複することが多いと思われる。これらは、どのようなケースを想定して区別されようとしているのか、例示等も踏まえてお示しただけだと有難い。	育効果を高める<u>授業</u>の改善等を図る必要がある。」 とあるものを 「このFD活動を通じて、教員の教育能力の向上、学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善並びに教育効果を高める<u>授業方法</u>の改善等を図る必要がある。<u>また、教育のみならず、教員の研究活動の活性化を図る取り組みや、社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みも必要である。</u>」 と修正します。	て、基準4で改定案が「検証」や「改善」といった語をもって表しているものは、教育内容、方法等に関する自己点検・評価及びそれを踏まえた改善等の取り組みです。FDの対象として、教育課程の開発や個々の授業方法の見直しなどが含まれるため、教育の改善という面から見れば両者が重なるところもありますが、上述の通りこれらはそれぞれ別のものです。 なお、こうした趣旨がより明確になるように、基準6の記述等の一部を修正します。
113	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 教員・教員組織 （8頁） <意見> 第3段落の中程に「学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善」とありますが、7頁の基準4の教育課程・学習成果の（2）の最後の部分には、「こうした学習成果を把握し評価した結果を教員内容、教育方法等の改善に適切に活用することが必要」とあり、	同上	同上

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	同様の内容と思われます。教員の資質向上として「学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善」を挙げることには少し違和感があります。基準4で取り上げるだけでよいのではないかと思います。		
114	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 6 教員・教員組織について （8頁） <意見> FDに関する記述において、「このFD活動を通じて、教員の教育能力の向上、教員の研究活動の活性化、学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善並びに教育効果を高める授業の改善等を図る必要がある。」とあるが、並列する事項が分かりづらい表現となっているため、「このFD活動を通じて、教員の教育能力の向上、教員の研究活動の活性化、学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発・改善及び教育効果を高める授業の改善等を図る必要がある。」というように文言を見直していただけるとよい。	同上	同上
115	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 6 教員・教員組織について （8頁） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準6 教員・教員組織 （11頁） <意見>	基準については同上。 点検・評価項目については、欄外注の位置づけを全面的に改めます。	基準については、No. 112 の通り修正します。点検・評価項目については、「大学基準」を踏まえて自己点検・評価に用いるという設定趣旨に鑑み、当該注記における詳細な説明は削除します。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	教員の資質向上を図るために、「組織的かつ多面的にファカルティ・ディベロップメント（FD）活動に取り組まなければならない。このFD活動を通じて、教員の教育能力の向上、教員の研究活動の活性化、学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善並びに教育効果を高める授業の改善等を図る必要がある。」としている。今回の改定案では、「教育の質の保証」という観点により傾斜した内容となっており、教員の資質向上について、FD活動に焦点をあてているかと思われるが、教員の資質向上を図るためには、改定前の基準等に示されている「その他の諸活動（社会貢献、管理業務などを含む教員に求められる様々な活動）に関する教員の資質向上を図るための研修等」も加えるべきではないか。		
116	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 6 教員・教員組織 （8頁） <意見> 「教育・研究・社会活動等に関する業績を評価し」とありますが、実務家教員の業績評価については、具体的なガイドラインが無く、課題とされる点です。特に専門職大学院のように、一定数の実務家教員の配置が義務付けられている場合には、より具体的な指針が示されることが望ましいと思います。	修正なし。	各大学がそれぞれに応じた自主的な取り組みを進めることが望まれる事項であることから、具体的な指針は示しません。
117	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準6 教員・教員組織 （11頁）	全体として、欄外注や評価の視点の位置づけを改めたうえで、例示する評価の視点のうち、	欄外注に記載していた内容の一部を、ご指摘をもとに例示する評価の視点のなかで記述するように

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 【※15】「当該学部等の教育に必要な職位構成（教授、准教授等の割合等）や各教員の役割、連携のあり方等を明らかにすることが求められる。」とあるが、具体性に欠けるので、もう少し具体的に記述すべきである。また教員は原則公募で得られるものであるから、必要な職位構成について明示することは、不可能に近いと思われるので当該箇所を削除すべきである。	「各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示」とあるものを、 「各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、<u>連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等</u>）の適切な明示」と修正します。	します。
118	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準6 教員・教員組織 （11 頁） <意見> 【※18】「このFDの構成要素には、教員の教育能力の向上、教員の研究を含めたキャリア構築、カリキュラム開発及び改善、<u>教育効果を高めるための授業の改善等</u>がある。」とあるものは、基準4の点検・評価項目④において教育内容、方法の適切性について検証・改善を求めていることとの区別が難しく、内容的に重複することが多いと思われる。これらは、どのようなケースを想定して区別されようとしているのか、例示等も踏まえてお示しいただけると有難い。	No. 115 参照	No. 115 参照
119	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）	修正なし。	ここでは、「教員像」もその対象となります。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	基準6 教員・教員組織 （10 頁） <意見> 点検・評価項目⑤についてですが、教員組織の適切性だけでなく、「教員像」の適切性も含めた方がよいのではないかと思います。		
	以下基準7		
120	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 7 学生支援 （2 頁） <意見> 「7 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生が学習に専念できるよう」の文では、「学習」が使われていますが、「学修」の方が適切ではないでしょうか。実際、『大学評価論体系化に関する調査研究報告書』（大学基準協会 2015 年 12 月）の p. 13 には、「学生は従来のように専門教育を踏襲した受け身的な「学習」（learning）ではなく、産業の再編成と学問の再編成が呼応して進行する時代に有効な「学修」（study）を踏まえた豊かな学力の醸成が期待される」と記されています。通常、「学習」は高校までで、大学からは「学修」です。大学設置基準など文科省が大学教育に関して従来使用しているのも「学修」です。 ただ、いずれにしても、大学基準協会における「学習」と「学修」の使い分けを整理して明確にしてほしいと思います。	No. 3 参照	No. 3 参照。 なお、『大学評価論の体系化に関する調査研究報告書』（大学基準協会、2015（平成 26）年 12 月刊行）は、同章執筆者のお考えに基づくものであり、本協会で定義する「学習」と必ずしも同じものではありません。
121	<項目>	修正なし。	当該段落の後段にあるように、

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	『大学基準』及びその解説（改定案） 7 学生支援について （9 頁） <意見> 文脈から考えてこれら「<u>学修支援</u>」は「<u>学習支援</u>」の方が良いのではないのでしょうか。		経済的支援など、学生が勉学に励むための様々な条件への配慮を「修学支援」として意味しており、学習に関する支援のみに限っていません。
122	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 7 学生支援について （9 頁） 8 教育研究等環境について （9 頁） <意見> 「解説」であることから具体的な記述が重要となることは理解できるものの、それが限定的と捉えられないような工夫が必要であるため、「7 学生支援について」にある「大学独自の奨学金その他の支援制度を整備し」の説明と「8 教育研究等環境について」にある「学生の視点に立った情報通信技術（ICT）機器の充実とその活用の促進、情報化の進展に合わせた情報倫理教育に注力する必要がある」の説明は、例示であることを明示していただきたい。	修正なし。	学生に対する経済的支援として、大学独自の奨学金を学生が利用できるようにするほか、学外の経済的支援の利用の便宜を図ることは、高度に望まれることです。また、情報通信技術の進展を見据えた機器整備及び情報倫理の遵守も、今日の大学において高度に望まれることです。したがって、改定案の記述は適当と考えられます。
123	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 7 学生支援について （9 頁） <意見>	「…に加え、 <u>学生生活の安定のために大学独自の奨学金その他の支援制度を整備し、これらを担う組織を設け、適切に運用する他、学外の奨学金の受給に関わる相談や取り</u>	表現の正確性を高めるために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	標記学生支援に関する記載について、「改定案」では「…学外の奨学金の受給に関わる相談や取扱業務を強化するなど、…」と新たに記載（修正）されたが、「…相談や取扱業務の体制を強化するなど…」の記載が適切ではないか。「相談」や「業務」を強化する、という表現に違和感がある。なお、現行の「基準」では「…相談や取扱業務を充実させるなど…」の表記となっている。	<u>扱い業務を強化するなど、経済的支援の充実が必要である。</u>」 とあるものを、 「<u>これらのほか、授業料の減免、大学独自の奨学金、学外の奨学金等を通じた経済的支援の充実を図り、安定した学生生活の実現に努めなければならない。</u>」 と修正します。	
124	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 7 学生支援について （9頁） <意見> 「学生の進路支援として、キャリア教育を実施する」とあるが、キャリア「教育」は教育課程の一環でもあるため、[学生支援]の中だけではなく、[教育課程・学習成果]に関するところでも触れるべきではないか。	修正なし。	「キャリア教育」として、正課カリキュラムとして実施するものと正課外のものとが想定されます。ただし、敢えてこれを区別立てて記述することは、「大学基準」としては必ずしも好ましくないとする立場に立ちます。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
125	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 7 学生支援について（8、9 頁） <意見> ボランティア活動やサークル活動も学生の主体性を培う大きな機会と考えます。「ボランティア活動やサークル活動に対する支援体制」に関する言及も含めてはいかがかと考えます。	「これらのほか、部活動、ボランティア活動等の正課外における学生の活動についても、その充実のために適切に支援することが重要である。」 を書き加えます。	その重要性に鑑み、新たに記述を設けることとします。
126	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 7 学生支援 （12 頁） <意見> 点検・評価項目（12 頁）の②において、＜修学支援＞に「留学生等」とあるが、この「留学生」についての定義は何か。国内から海外へ行く留学生、あるいは、海外から来る外国人留学生など。	修正なし。	ここでいう「留学生」は大学が受け入れた者のことを指しています。
127	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 7 学生支援 （12 頁） <意見> 評価の視点における「・退学希望者の状況把握と対応の適切性」に関して、退学希望者とはどのような学生を想定しているのか。例えば、大学側に何らかの相談〔経済的状況、学習状況、人間関係等〕	修正なし。	「退学希望者」は、退学を希望する学生と考えております。よって、ご指摘の「大学側に何らかの相談をした者」を想定しています。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	をした者であるのか、または、大学に書類を提出した者であるのか等、詳細を教えてください。		
128	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 7 学生支援 （12 頁） <意見> 「大学基準の解説」の 4 段落目で示されている、キャリア教育の実施について、「点検・評価項目及び評価の視点」には含まれていないので、「評価の視点」に含まれているほうがよいのではないか。	修正なし。	「キャリア教育」に関し、正課の教育課程の一環として行うものについては、「学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施」基準 4 に評価の視点を例示しています。また、その他正課外のものについては、基準 7 の「進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施」とある評価の視点例が、ご指摘の点に対応しています。なお、評価の視点は、キャリア教育の実施状況に応じて、各大学がそれぞれ独自に設定することが望まれます。
129	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 7 学生支援 （12 頁） <意見> 「点検・評価項目②」の「評価の視点」について、＜修学支援＞には「正課外教育」の記述があり、＜その他の支援＞には「正課外	修正なし。	ここでいう「正課外教育」は、大学がカリキュラム外で補助的に行う教育活動を指します。例えば、各種資格試験の対策講座などが考えられます。一方、「正課外活動」の支援とは、部活動に対するものなど、学習に限定されない学生の

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	活動（部活動等）」とあるが、正課外教育と正課外活動の定義が不明である。正課外活動は正課外教育に内包するのか、それとも異なる概念なのか、点検・評価項目の「評価の視点」に加える上で、大学基準協会としての考え方を解説等に示すべきではないか。		その他の活動への支援を指します。
	以下基準 8		
130	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 8 教育研究等環境 （3 頁） <意見> （現行） 「8 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行えるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。」 （改正意見） 「8 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。」	「大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、<u>学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行えるよう</u>」 とあるものを、 「大学は、自ら掲げる理念・目的を<u>実現し</u>、<u>学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう</u>」 と修正します。	より適切な表現とするために、修正します。
131	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案）	修正なし。	理念・目的が自ら掲げるものであるという文意は明確であると判

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	8 教育研究等環境について （9 頁） <意見> 「大学は、理念・目的の実現に必要な教育研究等環境の整備に関する方針を定め、…」とあるものについて、他の基準と異なりここだけが、理念・目的の前に「自ら掲げる」が抜けていますので、補足した方が良いように思います。		断されます。
132	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 8 教育研究等環境について （9 頁） <意見> 「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めることが必要とされているが、大学基準にある他の方針はテーマがある程度絞られているのに対し、本方針はテーマが横断的でありあまりにも多岐にわたり、一つの方針にまとめるのは困難である。例えば、以下のようなものがあり、社会連携・社会貢献に関係するものも加えれば、さらにテーマが広がる。 ・教育のソフト面（TA、奨学金、ハラスメント防止、補習・補充教育等） ・教育のハード面（校地校舎、図書館、バリアフリー、安心・安全等） ・研究のソフト面（研究支援制度、研究専念時間 等） ・研究のハード面（研究室、研究施設、図書館 等）	修正なし。	ご意見にある通り、「教育研究等環境」としては、様々なものが考えられるところです。したがって、何らかのひとつの方針文書の策定を求めているものではありません。大学として教育研究等環境をどのようなあり方を考えるかという基本姿勢を明確にするものであれば、内容別に、それぞれ方針を取りまとめることは問題ないものと考えます。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	また、横断的であるために、これらは他の方針（修学支援の方針、研究支援の方針、図書館の方針）とも内容が重複することが考えられ、方針が形骸化するおそれがある。貴協会としても、一つの方針にすることを求めている訳ではないと考えるが、様々な方針の中に環境の整備の要素が含まれていれば問題ないことを明確に位置づけていただきたい。		
133	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 8 教育等研究環境について （9頁） <意見> 解説の記述中には、「大学は、大学としての研究に対する基本的な考え方を明らかにした上で、～（後略）」とあるが、この「基本的な考え方」とは、同様に大学基準の解説の記述中にある「教育研究等環境の整備に関する方針」とは異なるものであるのか。異なるのであれば、具体的にどのような考え方を指すものであるのか解説等に付記すべきである。	修正なし。	ここでは、大学としての「研究に対する基本的な考え方」を意味しています。したがって、施設・設備の整備や運用等の諸般に関して言及される「教育研究等環境の整備に関する方針」と同じものではありません。
134	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 8 教育研究等環境について（9頁） <意見> 第3段落において「大学としての研究に対する基本的な『考え』を明らかにした上で」とありますが、ここにおける「考え」と「教	同上	同上

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	育研究等環境の整備に関する方針」との関係性が分かりにくいと思います。この基準では「環境の整備に関する方針」が求められますが、「研究に対する考え（方針）」も別途必要なのでしょうか。それとも、「教育研究等環境の整備に関する方針」の中に「研究に対する考え」も明示する必要があるのでしょうか。		
135	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 8 教育研究等環境について （9 頁） <意見> 「大学は、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規定を明文化し、…」としてあるものや、「管理運営は、関係法令及び管理運営方針に基づいて明文化された規定に従い、…」とあるものの「規定」は、「規程」もしくは「規程・規定」が良いように思います。	「規定」 とあるものを、 「規程」 と修正します。	表現の正確性を高めるために、 修正します。
136	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 8 教育研究等環境（9 頁） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 8 教育研究等環境 （14 頁） <意見> 「大学基準の解説」の 1 段落目の記載では、情報倫理教育への注力は「学生に対して」という趣旨に読めるが、「点検・評価項目及び評価の視点」では、「点検・評価項目」⑤の研究倫理についての	大学基準において、 「…の充実とその活用の促進、情報化の進展に合わせた情報倫理教育に<u>注力する必要がある。</u>」 とあるものを、 「…の充実とその活用の促進を<u>図る必要がある。</u>また、情報化の進展にあわせた取り組みとして、教職員及び学生の情報倫理の確立を<u>図</u>	情報倫理の確立は、学生のみならず広く教員等にも求められるところであるため、「大学基準」及び評価の視点例をそれぞれ修正し、明確化を図ります。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	項目の「評価の視点」として、「情報倫理教育の適切性」が示されており、教員も含めての研究倫理遵守の取り組みが行われているかという趣旨に読めるので、「大学基準の解説」と「点検・評価項目及び評価の視点」の関係が整合するように記載箇所の変更や記載の補足等をしたほうがよいのではないか。	<u>ることが必要である。</u>」 と修正します。 また、評価の視点を参考例として位置づけ直したうえで、点検・評価項目⑤に、 「<u>情報倫理教育の適切性</u>」 とある評価の視点を、 「<u>情報倫理に関する取り組み</u>」 と修正し、また、点検・評価項目②の評価の視点として移行します。	
137	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 8 教育研究等環境（9 頁） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 8 教育研究等環境（14 頁） <意見> 「点検・評価項目」④の「評価の視点」に含まれている、「学生の特性や学生及び教員の要望に対応した環境整備の適切性」、「学生の自主的な学習を促進するための環境整備の適切性」などの、教員の教育ではなく学生の学習を支援する環境整備の必要性が、「大学基準の解説」には示されていないと思われるので、示すほうがよ	「大学基準」は修正なし。 学生の学習に係る評価の視点は、点検・評価項目②で例示するようにします。	学生の学習を促進させるという観点から教育研究環境等を整備すべきことは、「大学基準」において、例えば、「解説」第1段落の「学生の学習…のための」といった記述や、第2段落の「学生の学習…等に資する」といった記述をもって表現しています。 なお、指摘のあった評価の視点は、何れも教員の教育研究活動に関する点検・評価項目④にあり、必ずしも適当な位置でないため修

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	いのではないか。		正します。
	以下基準 9		
138	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 9 社会貢献・社会連携について （10 頁） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 9 社会連携・社会貢献 （16 頁） <意見> 基準名が「社会連携・社会貢献」であるのに対し、定めるべき方針として「社会との連携・協力に関する方針」、適切性について検証すべきは「社会連携・社会貢献」とされている。貴協会の考える「社会連携」「社会貢献」「社会との連携・協力」三者の関係性を明確にしていきたい。定めるべき方針も「社会連携・社会貢献に関する方針」でよいのではないか。	「大学基準」において、 「大学は、これらのことを前提に、特性に応じた<u>社会との連携・協力</u>に関する方針を定め、…」とあるものについて、 「大学は、これらのことを前提に、<u>その特性に応じた社会連携・社会貢献</u>に関する方針を定め、…」と修正します。	「大学基準」及び点検・評価項目全体の表現の統一性を図るために、修正します
139	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 9 社会連携・社会貢献 （16 頁） <意見> 点検・評価項目②「略～社会連携・協力に関する取り組みを実施しているか。また、その成果を適切に社会に還元しているか。」とあるが、「その成果」が指すところは、文脈からすると「社会連携・協力に関する取り組み」の成果であると思われる。しかし、評価の	「また、<u>その成果</u>を適切に社会に還元しているか。」とあるものを、 「また、<u>教育研究成果等</u>を適切に社会に還元しているか」と修正します。	文意の明確性を高めるために、修正します。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	視点にある例えば「教育研究成果の社会への還元」という社会連携・社会貢献に関する取組みの成果について、さらに適切に社会に還元しているかという二重の問いになってしまうため分かりづらい。点検・評価項目②は例えば、「略～社会連携・協力に関する取組みを実施し、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。」というような表現が適切ではないか。		
140	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準9 社会連携・社会貢献 （16 頁） <意見> 点検・評価項目②「社会連携・協力に関する方針に基づき、社会連携・協力に関する取組みを実施しているか。また、その成果を適切に社会に還元しているか。」について、「その」ではなく「教育研究成果の」とすべきではないか。「教育研究成果を社会に還元するために、社会連携・協力に関する取組みを実施する」のであり、「社会連携・協力に関する取組みの成果を社会に還元する」のではないと考えられるためである。	同上	同上
141	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 9 社会連携・社会貢献について （10 頁） 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準9 社会連携・社会貢献 （16 頁）	修正なし。	大学基準の解説で述べているように、産官学連携など学外機関等との連携は、ここでの対象となります。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 第2サイクルまでは、産官学連携（共同研究、発明など）、技術移転などに取り組んでいる場合、この基準に含められていたものと思います。第3サイクルにおける基準においても変更なしという理解でしょうか。基準の文章からは読み取りにくいように感じますので、大学内で用いる用語と合わせて修正することをご検討ください。		
	以下基準 10		
142	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務 （3頁） <意見> 「明文化された規定に基づき」とある箇所の「規定」は、「規程」ではないでしょうか。ただ、より広く「規程・規定」とするのが無難なように思います。なお、「規程」が「規定」よりも法体系状上位にあると理解する立場からのコメントです。もちろん動詞に使う場合には「規定する」と表記するものと理解しています。	「規定」とあるものを、 「規程」と修正します。	表現の正確性を高めるために、修正します。
143	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務 （3頁） <意見> ここに出てくる「事務組織」という表現は、現在大学教育部会等	修正なし。	いわゆる「教職協働」について新規に盛り込むなど（11 頁）、事務組織のより積極的な位置付けを行う改定案としています。

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	で議論されている職員の高度化要請や、事務組織をより積極的な位置付けにすべきといった内容を加味した表現・扱いとは言い難い。現在と同様の位置付けで評価する、ということであれば、わざわざ「事務組織」という項目を立てる必要はなく、従来どおりの「管理運営・財務」のままでよい。仮に、例えば「大学運営組織」や「大学経営組織」のような表現・位置付けにするのであれば、独立した項目にする価値もあるだろう。		
144	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務について （1）管理運営 （10頁） <意見> 「管理運営方針に基づいた適切な大学運営を担保するために、監査体制を整えて監査するとともに、…」とある部分について、近年の大学における監査業務の重要視、とりわけ国立大学法人での監査業務の強化＜任期を2年から4年への変更、常任化の勧めなど＞を考えると、単に「監査体制」だけでなく、より具体的に「業務監査・財務監査・教学監査などの監査体制」と変更することが好ましいように思いますが。国立大学法人の本協会での認証評価の可能性を考えると、具体的な記述があった方がよいと思いがいます。	修正なし。	ご指摘の通り、今日における監査の意義は、十分に認識されるべきものと考えます。ただし、例えば教学監査の実施を必須とするなど監査の実施について一定のあり方を定めることは必ずしも適当でないと判断されることから、修正は行いません。
145	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案）	基準 10 の表題「 <u>管理運営・事務組織・財務</u> 」	ご指摘の通り、例えば、管理運営に関する定期的な自己点検・評

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	10 管理運営・事務組織・財務について（１）～（３）（10、11 頁） <意見> 基準 1 0 について「管理運営・事務組織・財務」となっており、基準の解説では（１）～（３）の小見出しになっています。タイトルが 3 点あり、内容も 3 点に分かれるようであれば、これは別の基準と考えられますので、基準 1 0 にまとめるのではなく、3 つの基準に分けた方が評価を行いやすいと思われます。あるいは、タイトルを「大学運営」あるいは「教学運営支援」などとして、小見出しをなくし、一体として評価できるようにすると、運営体制や財務などを分析的に区切ることなく評価できます。例えば、予算計画の策定などは財務の問題でもあります、策定プロセスは管理運営上の問題でもあり、一体化した評価が可能になりますので、機関別評価にふさわしい全学的な課題が浮き彫りになるものと思います。	とあるものを 「<u>大学運営・財務</u>」に修正します。	価や改善は、事務組織に関する事項を含む場合も想定されるなど、3 区分を設けることが、基準の趣旨を適切に表現するために必ずしも適当でないともいえるため、区分を見直し、かつ表題を改める修正をいたします。
146	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務について（１）～（３）（10、11 頁） <意見> （１）管理運営（10 頁）の最終段落「大学運営の適切性について定期的に検証し、…」の大学運営は、「管理運営」ではないか。（「点検・評価項目及び評価の視点（改定版）」の「点検・評価項目」の	修正なし。	No. 147 のとおり修正します。よって、（１）のご指摘の点は現行の表現のままいたします。 また上記によって、定期的な自己点検・評価の対象として、事務組織も含まれることが分かるようにします。したがって、ご指摘（２）の点を追記する修正は行いませ

『大学基準』及びその解説』（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	④（17 頁）には「管理運営の適切性について…」と記載されている。） （2）事務組織（11 頁）においては、「事務組織と教員組織の協働による適切な業務遂行について、定期的な検証の実施、その検証結果を改善に結びつけることについて記載が必要ではないか。 （3）財務（11 頁）においも（2）の意見同様に、「財政計画に基づく十分な財務基盤の確保と公正かつ効率的な運営について、定期的な検証の実施、その検証結果を改善に結びつけることについて記載が必要ではないか。		ん。 財務の自己点検・評価について、すでに点検・評価項目④が、監査等も含んだ内容となっているため、ご指摘（3）を踏まえた別置はしません。
147	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 基準 10 管理運営・事務組織・財務 （1）管理運営 （10 頁） <意見> 第 2 期基準において、「民主的かつ効果的な大学の意思決定プロセスの担保」という表現を用いていますが、新基準では「学内構成員の意見を参考に」としています。「民主的」との文言が外されることにより、現場の意見は「参考」にしかならず、学長のトップダウンを後押しすることになりかねないとの懸念がありますので、表記の見直しをお願いします。	修正なし。	「学内構成員の意見を参考に」するという表現は、民主的という意味を含んでいることは明らかであると判断します。
148	<項目> 『大学基準』及びその解説』（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務について （1）管理運営 （10 頁）	「<u>理事</u>」 とあるものを、 「<u>理事長をはじめとした理事</u>」 と修正します。	表現の正確性を高めるために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 「学長、副学長、学部長、研究科長、理事等の権限と責任を明確化し、…」とあるものについて、理事一般よりも「理事長」の重要性を考えると、「理事長・理事等」とするか、「理事長等」に変更した方が良いでしょう。		
149	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務について （1）管理運営 （10頁） <意見> 予算編成および執行については、「管理運営」の点検・評価項目となっているが、第二期の大学基準では、「財務」の点検・評価項目に含まれていた。今回、管理運営と財務をより一体的な観点から評価するという趣旨で、このような変更があったのではないかと推察するが、この変更の趣旨についてお示しいただけると理解が深まるため有難い。	修正なし。	財政運営に関係することではありますが、大学としての意思決定、権限行使の側面に着目し、その適切性を述べるものであるため、財務に関する部分ではなく当該部分において言及しています。
150	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務について （2）事務組織 （10頁） <意見> 「事務組織は、学生に対する支援と大学の教育研究の趣旨と目的	「事務組織は、<u>学生に対する支援と大学の教育研究の趣旨と目的に深い理解を有する職員によって構成される</u>とともに、…」 とあるものを、 「<u>そのために、大学の教育研究の趣旨や目的、とりわけ学生に対する</u>	文意を明確にするために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	に深い理解を有する職員によって構成されるとともに、…」とあるものについて、「学生に対する支援」と「教育研究の趣旨と目的」との順序を変更する必要はありませんでしょうか。「学生支援」が最初に来るのは不自然のように思いますが。例えば、「当該大学が自ら掲げる理念・目的、大学の教育研究の趣旨、学生に対する支援など」といったように大きな目的から、より下位の問題へと変更する必要があるかと思います。もっとも、細かく書く必要がないと思いますので、単に「所属する大学が自ら掲げる理念・目的」だけで良いように思いますが。	<u>支援に深い理解を有する職員を配置することが必要であるとともに、</u> …」 と修正します。	
151	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務について （2）事務組織（10、11 頁） <意見> 「事務組織」の4行目「そのためには、…（中略）専門的な知識・技能を有する職員の育成や配置等により、職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを機能させることが必要である。」とあるが、「専門的な知識・技能を有する職員の育成や配置等」により「職員の意欲・資質の向上を図る」というロジックが不明である。「専門的な知識・技能を有する職員の育成や配置」については、3行目から4行目にかけての「…大学運営を総合的に行いうる環境を整備する必要がある。」の前後で記載するのがよいのではないか。	「<u>そのためには、職員の採用・昇格に関する諸規程の整備等による優秀な人材の確保に加え、適正な業務評価に基づく処遇改善、スタッフ・ディベロップメント（SD）の活用、専門的な知識・技能を有する職員の育成や配置等により、職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを機能させることが必要である。</u>」 とあるものを、 「<u>職員の採用・昇格にあたって、大学は、これに関する諸規程を整備するなどし、優秀な人材の確保に努める必要があります、また、適正な業務</u>	文意を明確にするために、修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
		<u>評価に基づく処遇改善等を通じて職員の意欲向上を図る必要がある。</u> 教育研究機関である大学の運営は、教員と職員の協働によって行われることが重要である。また、適切かつ効果的な大学運営を実現するためには、組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）活動が必要であり、こうした活動を通じて大学は、教員及び職員の大学運営に必要な資質の向上を図らなければならない。」 と修正します。	
152	<項目> 「『大学基準』及びその解説」（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務について （2）事務組織 （11 頁） <意見> SDについて、事務組織の中で触れられていますが、今日、スタッフとは「学長職」「理事職」「学部長職」などの役職者を含めた概念になっているものと思いますので、SDについては（1）の管理運営に含めるよう修正願います。（2）については、教員特有の研	SDについては、第1段落の記述に代えて、第2段落に、 「<u>また、適切かつ効果的な大学運営を実現するためには、組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）活動が必要であり、こうした活動を通じて大学は、教員及び職員の大学運営に必要な資質の向上を図らなければならない。</u>」 と記述する修正をします。	基準10の表題を「大学運営・財務」に変え、管理運営と事務組織とを区分する記述を改め、大学運営に関することを包括した記述としたうえで、SDについても、事務職員に関するものに限らない記述とするなど修正します。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	修が別の基準にあるように、事務組織に特有の研修について解説するべきと思いますので検討ください。		
153	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務について （3）財務 （11 頁） <意見> 「…教育研究水準を維持していくための基盤整備を図る」とあるものについて、最初の「趣旨」にもありますように、「向上」を追加して、「維持」だけでなく「維持・向上」と変更する方が良いように思いますが。次段落に「教育研究水準の維持・向上」とあるのに合わせ、ここでも、この用語を入れた方が良いように思います。	「…教育研究水準を維持していき くための基盤整備を図る」 とあるものを、 「…教育研究水準を維持・向上し ていくための基盤整備を図る」 と修正します。	基準全体の表現の整合性を高めるために、修正します。
154	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務について （3）財務 （11 頁） <意見> 「大学財政は、授業料収入への過度の依存を避け、授業料以外の財源の確保を図る…」とあるが、「授業料収入への過度の依存を避けるために、競争的研究補助金や企業からの受託研究費など、研究費に関して多様な財源確保に努める…」等の表現とし、研究費については、各教員が自助努力する意味合いの文言を追記すべきではないか。	修正なし。	授業料以外の財源として寄付金なども考えられ、研究費に限って記述することは適当でないと判断されます。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
155	<項目> 『大学基準』及びその解説（改定案） 10 管理運営・事務組織・財務について （3）財務 11 頁 <意見> 「大学財政は、授業料収入への過度の依存を避け、授業料以外の財源の確保を図る…」とあるが、授業料以外の財源の具体案を示していただきたい。	修正なし。	寄付金などが考えられますが、そうしたものは、一般に「授業料以外の財源」として認知されているものと思われるため、それを明示する修正は行いません。
156	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 10 管理運営・事務組織・財務 （1）管理運営 （17 頁） <意見> 点検・評価項目（1）②の「評価の視点」に関して、「学生、教職員からの意見への対応の適切性」とありますが、この表記では「学長の責任ある判断の後押しにつながる各機関への審議依頼（その回答）」から「学生・教職員個々人のクレーム・苦情内容」まで、あらゆる意見が包含されます。基準の解説に示される「学長の責任ある判断が可能な体制」として、教職員も意思決定に参画していることが点検・評価可能となる表記の見直しをお願いします。	修正なし。	「学生、教職員からの意見」にどの範囲まで対応するかは、その方法も含めて多様なあり方が考えられます。したがって、各大学がそれぞれ評価の視点を独自に設定するに際しては、それぞれの大学の状況に応じて最も適当なものとするのが望まれます。
157	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 10 管理運営・事務組織・財務 （1）管理運営 （17 頁）	修正なし。	当該部分では、予算執行に伴う効果の分析・検証を求めています。したがって、法人の業務や会計経

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> (1) 管理運営③の評価の視点の４つ目 「予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの適切性」とは何を求めているのか曖昧である。従来からの監事監査や会計監査のことでよいのか、それ以上に、費用対効果を検証する仕組みとしての IR のようなものを求められているのか、明確にしてほしい。		理の適正性に関し実施する監査とは別のものを想定していただく必要があります。たとえば財務を担当する部局における定期的な検証などを指します。一般に監査との混同が懸念される表現とは必ずしも言えないため、修正は行いません。
158	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 10 管理運営・事務組織・財務 （２）事務組織 （18 頁） <意見> 事務組織の項目を新たに加えたこと、及び「教員組織との協働による適切な業務遂行は重要である。」の文言は大変重要だと考える。「評価の視点」に、教員組織と事務組織の協働した業務を推進させるための活動（FDとSDを統合した活動）も加えてはいかがでしょうか。	修正なし。	「教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協同）の適切性」とある評価の視点、またこれに連なるSDに関する点検・評価項目は、ご指摘のことも踏まえています。
159	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 10 管理運営・事務組織・財務 （２）事務組織（18 頁） <意見> 「事務組織」の「点検・評価項目」①の「評価の視点」である、	点検・評価項目は修正なし。 ただし、「大学基準」において、 「…優秀な人材の確保に加え、適正な業務評価に基づく処遇改善、ス	改定案において、業務評価、処遇改善と、SDを含む職員の意欲・資質向上を図る取り組みが同じ文で記述されており、内容が混在していました。文意を明確にす

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	「・職員の採用・昇格等に関する諸規定の整備とその適切な運用状況の適切性」、「・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善の適切性」は、「大学基準の解説」に基づく、「点検・評価項目」②の「事務組織の機能向上のために、職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。」の「評価の視点」になるのではないか。	<u>スタッフ・ディベロップメント（SD）の活用、専門的な知識・技能を有する職員の育成や配置等により、職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを機能させることが必要である。</u> とあるものを、 <u>「…優秀な人材の確保に努める必要があり、また、適正な業務評価に基づく処遇改善等を通じて職員の意欲向上を図る必要がある。」</u> <u>教育研究機関である大学の運営は、教員と職員の協働によって行われることが重要である。また、適切かつ効果的な大学運営を実現するためには、組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）活動が必要であり、こうした活動を通じて大学は、教員及び職員の大学運営に必要な資質の向上を図らなければならない。」</u> と修正します。	るために、修正します。
160	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）	修正なし。	基準 10 の表題を、「大学運営・財務」とし、かつ「管理運営」と

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	基準 10 管理運営・事務組織・財務 (2) 事務組織 (18 頁) 基準 10 管理運営・事務組織・財務 (3) 財務 (19 頁) <意見> (1) 点検・評価項目 (18 頁) (2) 事務組織において、「事務組織と教員組織との協働による適切な業務遂行について、定期的な検証の実施、検証結果を基に改善に向けた取り組みを行っているか」などの項目は必要ないか。 (2) 点検・評価項目 (19 頁) (3) 財務において、「財政計画にかかる十分な財政基盤の確保と公正かつ効率的な運営について、定期的な検証の実施、検証結果を基に改善に向けた取り組みを行っているか」などの項目は必要ないか。」などの項目は必要ないか。		「事務組織」とに区分を設けずに記載するようにいたします。そのもとで、定期的な自己点検・評価に関する点検・評価項目は事務組織をも含むものとするため、(1)のご指摘のような新規の点検・評価項目は設けません。また、財務の自己点検・評価についても、点検・評価項目④における評価の視点「管理運営の適切性に関する定期的な検証の実施」の一例として、監査のことを取り上げているように、本改定案の中に既に含まれているため、修正は行いません。
161	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 10 管理運営・事務組織・財務 (3) 財務 (19 頁) <意見> 基準 10 の予算及び財務に係る点検・評価項目及び評価の視点について、一法人が複数大学を運営している場合の評価方法を考慮する内容としていただきたい。 ※本学は一法人が複数大学を運営しており、予算及び財務は、法	—	大学評価の運用については、別途検討し、適切な実施が図れるよう努めてまいります。

『大学基準』及びその解説（改定案）及び
「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	人下で一体となった運用を行っているため、各大学ごとの予算・財務状況を示すことが困難である。		
162	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 10 管理運営・事務組織・財務 （3）財務 （19 頁） <意見> 点検・評価項目①と②の順番は、「大学基準」及びその解説の 11 頁の（3）財務の記載内容と対応づけて、逆にした方がよいのではないか、即ち、①が財政計画を策定しているか、②が財務基盤を確立しているか、とした方がよいのではないかと思います。	点検・評価項目①を②に、点検・評価項目②を①にします。	P D C A サイクル等の確立状況を評価するという本協会の評価の趣旨を明確にするため修正します。
163	<項目> 「点検・評価項目及び評価の視点」（改定案） 基準 10 管理運営・事務組織・財務 （3）財務 （19 頁） <意見> 点検・評価項目①の「評価の視点」欄には、「文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費等）の受託状況、資産運用等の適切性」とあるが、科研費の部分だけが、どのような状況を示すのか表記されていないため、「文部科学省科学研究費補助金の獲得状況、外部資金（…以下省略…）」というように見直していただけるとよい。	評価の視点を参考例として位置づけ直したうえで、 「文部科学省科学研究費補助金、外部資金…の<u>受託</u>状況」とあるものを、 「文部科学省科学研究費補助金、外部資金…の<u>獲得</u>状況」と修正します。	表現の正確性を高めるために、修正します。

以上